

令和 5 年度 当初予算案等説明資料

1. 所管予算案	
(1) 総括	1
(2) 一般会計 (歳入・歳出)	3
(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 (歳入・歳出)	4
(4) 債務負担行為	5
(5) 重要施策に関する説明	7
(6) 特筆事業等 (新規・拡充)	23
(7) 款項目別説明資料	31
【参考】負担金、補助及び交付金予算額	57
2. 条例案	60
3. 組織編成案	95

こども未来局

1. 所管予算案

(1) 総括

(令和5年度)

区 分	予 算 額 (A)							
	歳 出	財 源 内 訳					当該事業財源	一般財源
		特 定 財 源				計		
		国県支出金	地方債	その他				
一 般 会 計	千円 127,095,781	千円 74,786,172	千円 358,000	千円 6,687,976	千円 81,832,148	千円 -	千円 45,263,633	
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	1,284,065	-	-	976	976	1,257,971	25,118	
合 計	128,379,846	74,786,172	358,000	6,688,952	81,833,124	1,257,971	45,288,751	

(令和4年度)

区 分	予 算 額 (B)							
	歳 出	財 源 内 訳					当該事業財源	一般財源
		特 定 財 源				計		
		国県支出金	地方債	その他				
一 般 会 計	千円 123,567,697	千円 73,697,535	千円 882,000	千円 7,876,079	千円 82,455,614	千円 -	千円 41,112,083	
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	1,290,568	-	-	1,555	1,555	1,265,596	23,417	
合 計	124,858,265	73,697,535	882,000	7,877,634	82,457,169	1,265,596	41,135,500	

(差引増減)

区 分	差引増減(令和5年度)予算額(A)-(令和4年度)予算額(B)							
	歳 出	財 源 内 訳					当該事業財源	一般財源
		特 定 財 源				計		
		国県支出金	地方債	その他				
一 般 会 計	千円 3,528,084 【 2.9% 】	千円 1,088,637 【 1.5% 】	千円 △ 524,000 【 △ 59.4% 】	千円 △ 1,188,103 【 △ 15.1% 】	千円 △ 623,466 【 △ 0.8% 】	千円 -	千円 4,151,550 【 10.1% 】	
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	△ 6,503 【 △ 0.5% 】	- 【 - 】	- 【 - 】	△ 579 【 △ 37.2% 】	△ 579 【 △ 37.2% 】	△ 7,625 【 △ 0.6% 】	1,701 【 7.3% 】	
合 計	3,521,581 【 2.8% 】	1,088,637 【 1.5% 】	△ 524,000 【 △ 59.4% 】	△ 1,188,682 【 △ 15.1% 】	△ 624,045 【 △ 0.8% 】	△ 7,625 【 △ 0.6% 】	4,153,251 【 10.1% 】	

※【 】内は対前年度伸び率

こども未来局所管予算の年度別状況(歳出)

区 分	当 初 予 算				
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
一 般 会 計	千円 1,049,756,000	千円 1,041,010,000	千円 1,054,544,000	千円 887,458,000	千円 866,640,000
こども未来局 所管予算	127,095,781 【 12.1% 】	123,567,697 【 11.9% 】	118,647,245 【 11.3% 】	124,238,645 【 14.0% 】	118,614,074 【 13.7% 】
特 別 会 計	700,726,477	715,523,605	771,170,475	734,192,694	741,541,551
こども未来局 所管予算	1,284,065 【 0.2% 】	1,290,568 【 0.2% 】	1,233,276 【 0.2% 】	1,301,170 【 0.2% 】	1,350,865 【 0.2% 】
合 計	1,750,482,477	1,756,533,605	1,825,714,475	1,621,650,694	1,608,181,551
こども未来局 所管予算	128,379,846 【 7.3% 】	124,858,265 【 7.1% 】	119,880,521 【 6.6% 】	125,539,815 【 7.7% 】	119,964,939 【 7.5% 】

※【 】内は各会計に占める割合

(2) 一般会計（歳入・歳出）

（ 歳 入 ）

款	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)÷(B)
	千円	千円	千円	%
(17) 分担金及び負担金	2,803,395	4,553,630	△ 1,750,235	△ 38.4
(18) 使用料及び手数料	134,081	134,028	53	0.0
(19) 国庫支出金	55,961,114	55,706,122	254,992	0.5
(20) 県支出金	18,825,058	17,991,413	833,645	4.6
(21) 財産収入	262,350	194,372	67,978	35.0
(22) 寄附金	74,696	12,163	62,533	514.1
(23) 繰入金	1,357,750	839,801	517,949	61.7
(25) 諸収入	2,055,704	2,142,085	△ 86,381	△ 4.0
(26) 市債	358,000	882,000	△ 524,000	△ 59.4
合 計	81,832,148	82,455,614	△ 623,466	△ 0.8

（ 歳 出 ）

款・項	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)÷(B)
	千円	千円	千円	%
(3) こども育成費	127,095,781	123,567,697	3,528,084	2.9
1 こども育成費	127,095,781	123,567,697	3,528,084	2.9
合 計	127,095,781	123,567,697	3,528,084	2.9

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(歳入・歳出)

(歳 入)

款	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)÷(B)
	千円	千円	千円	%
(1) 事業収入	424,542	421,217	3,325	0.8
(2) 繰入金	25,118	23,417	1,701	7.3
(3) 繰越金	833,429	844,379	△ 10,950	△ 1.3
(4) 諸収入	976	1,555	△ 579	△ 37.2
合 計	1,284,065	1,290,568	△ 6,503	△ 0.5

(歳 出)

款・項	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)÷(B)
	千円	千円	千円	%
(1) 事業費	732,842	917,070	△ 184,228	△ 20.1
1 事業費	732,842	917,070	△ 184,228	△ 20.1
(2) 公債費	364,659	247,086	117,573	47.6
1 公債費	364,659	247,086	117,573	47.6
(3) 諸支出金	186,564	126,412	60,152	47.6
1 繰出金	186,564	126,412	60,152	47.6
合 計	1,284,065	1,290,568	△ 6,503	△ 0.5

(4) 債務負担行為

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	会計名	事 項	期 間	限 度 額
348 ~ 349	一 般 会 計	南 部 療 育 環 境 整 備 事 業	令 和 6 年 度	千円 2,689,485

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源 又 は 当 該 事 業 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
-	2,168,000	-	521,485

(5)重要施策に関する説明

～ すべての子どもが夢を描けるまちをめざして ～

「第5次福岡市子ども総合計画」に基づき、すべての子どもが夢を描けるまちをめざして、さまざまな状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、地域や市民と共働り、安心して生み育てられる環境づくり、子ども・若者の自立と社会参加、さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長に向けた施策を総合的・計画的に推進する。

()内数字：令和4年度当初予算額

1. 安心して生み育てられる環境づくり **97,817,781 千円 (95,043,900 千円)**

ア 母と子の心と体の健康づくり **4,850,050 千円 (3,312,042 千円)**

母親と子どもの心と体の健康づくりの推進や乳幼児の虐待予防の強化を図るため、妊婦や産婦に対する健康診査や乳幼児健康診査、出産・子育て応援事業の実施に加え、おむつと安心定期便を開始するとともに、産前・産後サポートの拡充及び利用者負担の軽減を行うなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する。

また、子どもを望む方々に対する支援の充実に取り組むとともに、健康や将来の生活を考えるきっかけづくりのため、引き続きプレコンセプションケア推進事業を実施する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	5年度の取組方針
① 健康診査事業	1,933,176	以下の事業を実施 ・妊婦健康診査 ・産婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・先天性代謝異常検査 ・新生児聴覚検査事業	引き続き、妊産婦や乳幼児への健康診査、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査事業を実施するとともに、弱視の早期発見・早期治療のため、3歳児健康診査に屈折検査機器を導入
② 医療給付事業 (未熟児養育・小児慢性特定疾病等)	592,427	・未熟児、小児慢性特定疾病等に対する医療費の自己負担分の一部を助成 ・小児慢性特定疾病児童等やその家族に対して制度等に関する情報提供や助言、レスパイト支援を実施	引き続き、医療給付等を実施
③ 出産・子育て応援事業	656,009	妊娠時・出産時に各5万円の経済的支援と伴走型相談支援を実施	引き続き、事業を実施
④ おむつと安心定期便 (23ページ参照)	1,171,186	(5年度新規事業)	0～2歳の子育て家庭を定期的に見守りながらおむつ等をお届け

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
⑤ 産前・産後サポート事業 (24ページ参照)	千円 151,906	授乳・沐浴のアドバイス等を行う産後ケア事業や、家事や育児の援助を行う産後ヘルパー派遣事業を実施	引き続き、事業を実施するとともに、自己負担軽減及び、ヘルパー派遣の対象や利用上限回数等の拡充等を実施
⑥ 育児不安の軽減・解消対策	249,742	保健師等による訪問指導や母子巡回健康相談を実施	引き続き、事業を実施するとともに、保健師等による家庭訪問など伴走型支援の充実を図る
⑦ 子育て世代包括支援センター	62,270	子育て世代包括支援センター(各区保健福祉センター内)で母子保健相談員が相談に応じるとともに、関係各課が連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施	引き続き、事業を実施
⑧ 子どもを望む方々への相談・支援事業	17,998	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊専門相談センターで不妊カウンセラーや医師などが不妊・不育に関する専門的な相談に応じるとともに妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を実施 ・医療保険適用外の特定不妊治療・人工授精の治療費や不育症検査費・治療費の一部を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称を不妊・不育専門相談センターとし、引き続き、不妊・不育に関する専門的な相談対応等を実施 ・医療保険適用外の不育症検査費・治療費の一部を助成
⑨ プレコンセプションケア推進事業	15,336	30歳を迎える女性にクーポンを配布し、産科・婦人科医療機関での検査及び医師による説明に係る費用を助成	引き続き、助成を実施
合計	4,850,050		

イ 幼児教育・保育の充実

62,966,351 千円 (61,807,318 千円)

保育所の増改築等により保育の受け皿を確保するとともに、老朽化施設の改築を実施し、保育環境の改善を図る。

また、保育所等に対して児童の園外活動時の見守りや保育補助等を行う保育支援者の配置に要する費用を助成するとともに、保育士に対する家賃助成や奨学金返済支援を実施するなど、保育の質の維持・向上や人材確保に取り組む。

さらに、サポートを必要とする子どもたちのために、病児・病後児デイケア事業の推進や認可保育所で障がい児や医療的ケア児を受け入れられる体制を整備するなど、多様な保育サービスの充実を図る。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
① 保育所等整備の推進	1,103,074 千円	保育所の新設や増改築のほか、小規模保育事業の認可などにより、保育の受け皿を確保するとともに、施設の老朽化対策を実施	引き続き、保育需要に対応するため、50人分の保育の受け皿確保に取り組むとともに、施設の老朽化対策を実施
② 企業主導型保育の促進	5,054	企業や保護者への事業周知等を実施	引き続き、企業や保護者への事業周知等を実施
③ 教育・保育等給付費	52,894,513	入所児童数に応じた保育施設等への給付等を実施	引き続き、入所児童数に応じた保育施設等への給付等を実施
④ 子育て支援施設等利用給付費	5,334,798	私学助成の幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料を給付	引き続き、私学助成の幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料を給付
⑤ 幼稚園3歳未満児受け入れ促進事業	80,605	2歳児の保育を実施する幼稚園に対し、運営費等を助成	対象児童の年齢を拡大するなど要件を緩和した上で、引き続き、幼稚園における保育の運営費等を助成
⑥ 保育体制強化事業	331,419	保育所等に対し、児童の園外活動時の見守りや保育補助等を行う保育支援者の配置に要する費用を助成	補助対象を拡大した上で、引き続き、保育支援者の配置に要する費用を助成し、保育士の負担軽減を図る
⑦ 保育士就職・就労継続支援事業	8,804	<ul style="list-style-type: none"> 保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや就職支援研修等により、潜在保育士等の就職を支援 保育士等の心の悩みや勤務条件などの相談対応を実施し、就労継続を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、保育士の就職等の支援を実施 社会保険労務士の園への個別派遣や研修を通じて、保育所等の働き方改革の取り組みを支援
⑧ 保育士人材確保事業	458,527	<ul style="list-style-type: none"> 潜在保育士等への保育料や就職準備金の貸付を行い、保育士の職場復帰を支援 市内保育所等への就職促進及び離職防止を図るため、家賃助成や、奨学金返済に対する助成を実施 保育施設等に対し、保育士資格等の取得費用等を助成 	引き続き、家賃や奨学金返済の支援など保育士の人材確保に係る助成を実施

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
⑨ 特別保育事業	千円 335,435	延長保育等の多様な保育サービスを実施し、事業に係る経費を助成	引き続き、延長保育、一時保育等の多様な保育サービスの充実を図る
⑩ 多様な集団活動事業の利用支援事業	3,760	幼児教育類似施設等を利用する保護者に対し、利用料の助成を実施	引き続き、幼児教育類似施設等を利用する保護者に対して助成を実施
⑪ 病児・病後児デイケア事業	406,566	病気やその回復期にある乳幼児・児童（0歳児～小学6年生）を医療機関に併設した病児デイケアルームで一時保育	引き続き、病児・病後児の一時保育の充実を図る
⑫ 特別支援保育事業	1,077,753	特別な支援を必要とする子ども（障がい児・医療的ケア児など）の保育を実施し、保育士・看護師の雇用費助成や訪問支援、研修を実施	引き続き、障がい児・医療的ケア児などへの支援の充実を図る
⑬ 保育所等におけるICT化推進等事業	26,503	保育業務のICT化に係るシステムや事故防止機器、外国人保護者等との意思疎通に係る翻訳機等の導入費用の助成を実施	引き続き、事故防止機器等の導入費用の助成を実施
⑭ 保育所等指導・支援事業	6,591	開設後間もない小規模保育事業等の事業者への助言・指導等の支援を行うとともに、保育所等において、経理等の専門家を活用した指導・監査を実施	引き続き、開設後間もない小規模保育事業者等への支援や専門家を活用した指導・監査を実施
⑮ 認可外保育施設児童支援事業	23,281	認可外保育施設に対して、児童、職員の健康診断や職員研修等に係る費用の助成を実施	引き続き、認可外保育施設への助成を実施
⑯ 私立幼稚園助成	818,632	私立幼稚園に対し、運営費等の助成を行うとともに、保育所同様の預かり保育等を実施する園に対し、家賃助成、奨学金返済の支援を実施	引き続き、私立幼稚園の運営費や家賃・奨学金の一部助成を実施
⑰ 一時預かり事業（幼稚園型）	51,036	幼稚園が教育時間終了後に園児を預かる一時預かり事業への助成を実施	引き続き、幼稚園が実施する一時預かり事業の費用を助成
合計	62,966,351		

ウ 身近な地域における子育て支援の充実

451,393 千円 (430,728 千円)

地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、乳幼児親子が身近な地域において安心して活動できる交流の場として、子どもプラザを管理・運営するとともに、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や、子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業を継続して実施する。

また、新たに、保育所の空き定員等を活用し未就園児の定期的な預かりや子ども食堂等のモデル事業を実施する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
①子どもプラザ事業	200,557	乳幼児親子がいつでも利用できる、子育てに関する相談や情報交換ができる子どもプラザを市内14箇所で開催	引き続き、14箇所の管理・運営を実施
②地域子育て交流支援事業	3,757	地域の見守りのもと、公民館等を活用して開設している子育て交流サロンの支援を実施	引き続き、支援を実施
③ファミリー・サポート・センター事業	31,167	「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援	引き続き、活動回数や会員数の増加に向け、援助活動の支援や事業の広報を実施
④一時預かり事業	102,516	保護者が通院やリフレッシュ等のため一時的に家庭内で保育ができない場合に子どもを預かる、一時預かり事業を実施	引き続き、事業の充実を図る
⑤保育所等の多機能化モデル事業 (25ページ参照)	21,852	(5年度新規事業)	保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かり、子ども食堂を実施
⑥子育て支援コンシェルジュ	79,909	各区に子育て支援コンシェルジュを配置し、保護者に対し、個々のニーズに合った教育・保育サービス等の情報提供・助言を実施	引き続き、情報提供・助言を実施
⑦こんにちは赤ちゃん訪問事業	7,933	民生委員・児童委員が赤ちゃんがいる家庭を訪問し、地域と子育て家庭のつながりをつくとともに、地域の子育て支援に関する情報を提供(令和2年2月下旬より休止中)	引き続き、関係機関と再開に向けた協議を実施
⑧子ども情報提供	3,702	ホームページ「ふくおか子ども情報」の運営や、ふくおか子育て情報ガイド、子ども総合計画の子ども版を作成	引き続き、子どもに関する情報を、ホームページ、子育て情報ガイドなど様々な手法で提供
合計	451,393		

エ 障がい児の支援（乳幼児期）

5,181,303 千円（ 4,462,658 千円）

障がいの早期発見と早期支援、そして障がいがあっても社会参加できるようノーマライゼーションの理念のもと、障がい児の在宅生活を支援するための施策を継続して実施するとともに、新たに児童発達支援等の利用者負担を軽減する。

また、療育センター等の新規受診児の増加に対応するため、南部地域の相談・診断・療育を担う施設の整備や、保育所の余裕スペースを活用した身近な地域での療育など未就学の障がい児に対する支援体制の構築に取り組む。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
①在宅障がい児支援	千円 183,330	障がい児の在宅生活を支援するため、障がい児福祉手当支給等や医療的ケア児支援事業等の施策を実施	引き続き、障がい児の在宅生活を支援するための施策を実施
②障がい児施設等 (26ページ参照)	4,528,373	障がい児入所・通所施設給付費等の支給及び療育センター等での障がい児の相談・診断・療育等の実施	引き続き、障がい児の入所・通所支援を実施するとともに、新たに利用者負担の軽減を実施（令和6年1月～）
③発達障がい者支援センター運営	165,898	発達障がい者支援センターを中心に、発達障がい児・者の相談支援や支援者養成研修、啓発活動等を実施	引き続き、発達障がい児・者に対する相談・支援等を実施するとともに、舞鶴庁舎へ移転し、支援体制・機能の強化や充実を図る
④南部療育環境整備事業	110,714	南部療育センター（仮称）の整備を推進（4年度：基本設計・実施設計等を実施）	引き続き、南部療育センター（仮称）の整備を推進（新築工事着工）
⑤子どもの発達支援体制の構築モデル事業 (26ページ参照)	192,988	未就学の障がい児に対する適切な支援体制等を検討するため、児童発達支援モデル事業等を実施	・児童発達支援モデル事業所の拡充 ・保育所の余裕スペースを活用した身近な地域での療育のモデル事業を実施
合計	5,181,303		

オ 子育てを応援する環境づくり

24,368,684 千円（ 25,031,154 千円）

子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や、第3子優遇事業として、保護者が保育施設等に支払う副食費等を助成する。

さらに、令和5年4月から、多子世帯の負担を軽減するため、第2子以降の保育料の無償化を実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
①第2子以降の保育料の無償化 (27ページ参照)	千円 ※予算額は関連する各事業に計上 総事業費 2,335,157	(5年度新規事業)	保育所（認可外含む）や幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化する（令和5年4月～）

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
② 児童手当	千円 24,331,551	<p>家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な成長を支援</p> <p>○本則給付 (所得制限限度額未満) 3歳未満 月額15,000円 3歳～小学校修了前 第1～2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円</p> <p>○特例給付 (所得制限限度額以上所得上限額未満) 0歳～中学生 月額5,000円</p>	引き続き、手当を支給することにより次代の社会を担う児童の健全な成長を支援
③ 第3子優遇事業 (第3子手当等)	13,356 (第3子優遇 事業総事業費 197,416)	第3子以降の児童を対象に、小学校就学前の3年間、保育所等の副食費の助成等、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る	引き続き、事業を実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る (助成額内訳 保育所等副食費助成 184,060 第3子手当 6,020 保育施設等利用手当 6,948)
④ 「赤ちゃんの駅」事業	1,587	授乳やオムツ替えができる「赤ちゃんの駅」を紹介 登録施設 386施設 (令和4年12月末現在)	引き続き、事業の広報に努める
⑤ 市民や企業と共働した子育て支援	2,190	“「い～な」ふくおか・子ども週間”の普及・啓発に努めるとともに、子ども参観日を実施し、企業などに対し、働く人が子育てしやすい環境づくりを働きかける	引き続き“「い～な」ふくおか・子ども週間”の普及・啓発、及び子ども参観日を実施
⑥ 子育て施策の調査検討経費	20,000	(5年度新規事業)	第6次福岡市子ども総合計画策定に向け、子ども・子育て支援等に関する市民ニーズ調査等を実施
合計	24,368,684		

2. 子ども・若者の自立と社会参加

10,219,286 千円 (9,762,521 千円)

ア 子どもの居場所や体験機会の充実

1,579,827 千円 (1,751,633 千円)

中央児童会館における「遊び・体験・交流の場」や、青少年施設における自然体験活動の機会を提供するとともに、子どもから大人まで幅広い世代の人々が科学を楽しく体験できる施設として、福岡市科学館の運営を行う。

また、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流を継続して支援する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
① 中央児童会館の運営等	千円 160,566	中央児童会館において、遊び・体験・交流の場を提供するとともに、公民館等で遊びのプログラム等を行う館外活動を実施	引き続き、遊び・体験・交流の場を提供するとともに、館外活動を実施
② 青少年施設の運営等	481,303	背振少年自然の家、海の中道青少年海の家において、集団宿泊活動や野外活動に関する体験の機会を提供	引き続き、様々な体験の機会を提供
③ 科学館の運営等	815,947	福岡市科学館において、展示や演示、アウトリーチなど多彩な科学体験活動を展開	引き続き、様々な取組みや、多彩な活動を展開
④ 地域子ども育成事業	47,111	地域で子どもを育む活動の活性化に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを実施	引き続き、事業を実施し、地域の子どもの育む主体的な活動を支援
⑤ ミニふくおか	19,900	小中学生等を対象に、子どもたちがつくる仮想のまちで、まちづくりや仕事などを体験する事業を実施 ・令和2年度～令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響により当日イベントを中止し、代替プログラムを実施	引き続き、オンライン等も活用しながら、NPO・企業・大学等と連携して、子どもの主体的、創造的な活動を支援
⑥ アジア太平洋こども会議補助金	55,000	アジア太平洋の国・地域の子どもたちと交流し、異文化への理解を深めることにより、国際感覚あふれる青少年を育成するため、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が行う招へい事業等に要する経費を助成	引き続き、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が行う招へい事業や、感染症の状況に対応した事業等への助成を実施
合計	1,579,827		

イ 青少年の健全育成と自己形成支援

69,876 千円 (71,459 千円)

家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や青少年に有害な環境への対応など、健全育成事業を推進する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
① 非行防止 ・健全育成	69,876	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や青少年に有害な環境への対応など、健全育成事業を実施 大人としての自覚を促し、郷土愛を育むため、成人の日記念事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携した非行防止・健全育成事業を実施し、7月と11月の強調月間に啓発活動等を推進 成人の日記念事業を実施
合計	69,876		

ウ 若者等の相談支援と居場所の充実

77,633 千円 (73,073 千円)

ひきこもりや非行など困難な状況にある若者や家族を支援するため、若者総合相談センターでの相談支援を実施するほか、中高生の社会性や自律性の醸成を図るための若者のぷらっとホームサポート事業や、子ども・若者の立ち直り等の支援を行う子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施する。

また、思春期後半のひきこもりや、ひきこもり気味の子ども等の状況を改善するため、居場所の開設や思春期訪問相談員の派遣等による支援を引き続き実施する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
① 若者の相談支援体制の強化	42,745	若者支援地域協議会及び若者総合相談センターを設置し、民間支援団体を含め連携した支援を実施	若者総合相談センターを舞鶴庁舎へ移転し、引き続き関係機関及び民間支援団体と連携した支援を実施
② 若者のぷらっとホームサポート事業	3,967	<ul style="list-style-type: none"> 中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことのできる「フリースペースていへんず」を運営 地域団体やNPO法人等が開設する居場所の運営に要する経費を助成 	引き続き、「フリースペースていへんず」を運営するとともに、地域団体やNPO等による若者の居場所づくりを支援
③ 子ども・若者活躍の場プロジェクト	6,696	ひきこもりや非行など困難な状況にある子ども・若者の立ち直り支援や、就労に向けた一歩を踏み出す機会の創出のため、若者の支援団体等と共働で若者に農作業等を体験する場を提供	より若者が参加しやすい仕組みを導入し、困難な状況にある子ども・若者の立ち直り等を支援
④ 思春期相談事業	24,225	ひきこもり等の子ども等の状況を改善するため、居場所の開設や思春期訪問相談員の派遣、保護者交流会等を実施	引き続き、思春期のひきこもり等の子ども及び保護者への支援を実施
合計	77,633		

エ 障がい児の支援（学童期以降）

8,491,950 千円（ 7,866,356 千円）

就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行う放課後等デイサービス事業や、特別支援学校に通学する児童・生徒に放課後等の活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を継続して実施するとともに、新たに利用者負担の軽減を行う。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
① 放課後等デイサービス事業 (26ページ参照)	8,361,559	放課後等デイサービス事業所の指定、運営指導、給付費等の支給を実施	引き続き、給付等を実施するとともに、新たに利用者負担の軽減を実施 (令和6年1月～)
② 特別支援学校放課後等支援事業	130,391	特別支援学校に通学する児童・生徒に放課後等の活動の場を提供し、保護者の就労やレスパイトの時間を確保	引き続き、事業を実施するとともに、新たに利用者負担額の上限を設ける (令和6年1月～)
合計	8,491,950		

3. さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

13,638,244 千円 (13,328,735 千円)

ア 子ども家庭支援体制の充実

731,287 千円 (716,687 千円)

こども総合相談センターにおいて、子どもに関する様々な相談に対する総合的・専門的な支援を行う体制を強化する。

また、各区子ども家庭総合支援拠点における支援を行うとともに、子ども家庭支援センターにおいて、家庭からの相談対応や児童相談所からの委託による指導、ファミリーホーム等への支援を行う。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
① こども総合相談センター	660,851	こども総合相談センターの相談機能の充実を図るとともに、保健・福祉・教育の分野から総合的・専門的に相談・支援等を実施	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、相談機能の充実を図るとともに、総合的・専門的な相談・支援等を実施 一時保護所の感染症対策等による定員の増加を図るため、改修工事を実施
② 子ども家庭支援センター	49,057	児童に関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ必要な援助等を行うほか、児童相談所からの委託による指導、里親等への支援などを実施	引き続き、相談や支援の充実を図る
③ 区子育て支援推進事業	21,379	市民に身近な区役所で子育てに関する相談等を実施	引き続き、区子育て支援課において、相談等を実施
合計	731,287		

イ 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

601,432 千円 (245,628 千円)

虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関相互の連携や市民への啓発等を強化するとともに、配偶者等からの暴力被害者への相談・支援に取り組む。

また、子育て見守り訪問員による休日・夜間における子どもの安全確認を行うとともに、虐待のリスクを抱える家庭への訪問型在宅支援サービスの提供や、身近な地域の里親家庭等による子どもショートステイの受け皿を拡大する。

さらに、困難を抱える妊産婦や子育て世帯への支援体制を強化し、特に支援が必要な妊産婦等の相談から子育てサポートまでの伴走型支援、通所・宿泊による親子関係構築のサポートを実施する。

また、ヤングケアラーについて、相談支援のほか、育児支援ヘルパーの派遣等を引き続き実施し、支援に取り組む。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度の取組方針
①児童虐待防止事業	千円 28,376	児童虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止を図るため、関係職員を対象とした専門的な研修、法的対応機能強化事業、医学の専門家からの所見聴取等を実施	引き続き、法的対応などの専門性を高めるため、関係職員を対象とした専門的な研修を実施するなど、虐待防止体制を強化
②子育て見守り訪問員派遣事業	13,556	休日・夜間の虐待通告等について、子どもの安全確認等を実施	引き続き、休日・夜間における子どもの安全確認等を実施
③子ども虐待防止活動推進委員会	9,659	社会全体で子どもを見守る体制を構築するため、市民フォーラム等の虐待防止に向けた啓発活動、関係者向け研修等を実施	引き続き、子ども虐待防止活動推進委員会を中心として啓発活動を展開
④虐待防止等強化	157,711	<ul style="list-style-type: none"> 区保健福祉センター職員向け虐待対応研修、区における虐待防止のための広報・啓発などを実施 虐待のリスクを抱える家庭に対し、頻回な訪問型在宅支援サービス(養育支援訪問事業)による専門的相談支援、育児・家事援助を実施 特に支援が必要な家庭を訪問し、食事提供、生活指導等による見守りを実施 	引き続き、区において虐待防止のための事業(養育支援訪問事業)等を実施するとともに、特に支援が必要な家庭に食料等の配達、生活指導等による見守りを実施 また、区の体制を強化し、見守りや在宅支援を推進
⑤子どもの見守り強化事業	139,758	国の実証事業として、子どもに関する福祉や教育等の情報に基づき、支援が必要な子どもや家庭の早期把握・支援を検討	引き続き、支援が必要な子どもや家庭の早期把握・支援に取り組む
⑥児童虐待防止医療ネットワーク事業	4,970	医療機関による児童虐待防止のネットワークを構築し、拠点病院において地域の医療機関への研修、助言等を実施	引き続き、児童虐待防止医療ネットワークの拠点病院において地域の医療機関への研修、助言等を実施するとともに、医療機関相互の連携・支援体制を強化

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度の取組方針
⑦ DV相談・支援推進	千円 7,784	配偶者暴力相談支援センター運営、区保健福祉センター等と連携したDV被害者親子等のカウンセリングや自立支援、関係機関との連絡調整、相談員研修、民間団体の支援等を実施	引き続き、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関と連携してDV被害者親子等への相談・支援等を実施
⑧ 妊産婦等相談・生活支援事業 (28ページ参照)	38,402	特定妊婦等に対する妊娠期から出産後までの継続した支援を提供	支援が必要な妊産婦等の相談、訪問や母子入所による生活支援、就労・子育てのサポートまで伴走型で支援を実施
⑨ 親子関係づくりサポート事業 (28ページ参照)	6,634	(5年度新規事業)	親子の愛着形成や良好な関係づくりを促す通所プログラムや親子宿泊型の支援を乳児院で実施
⑩ 親子ショートステイ事業 (28ページ参照)	10,922	(5年度新規事業)	親子が施設や里親家庭に短期間宿泊してサポートを受け、育児疲れ等の休息や親子関係の構築を促進
⑪ 子どもショートステイ事業 (28ページ参照)	128,139	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が育児疲れや疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童福祉施設等で一時的に養育・保護を実施 NPO法人との共働による専用棟の定員拡大や里親型の実施によりショートステイ受入枠を拡充 	引き続き、事業を実施するとともに、受入施設へのショートステイ専任職員の配置や里親型の実施によりショートステイ受入枠を拡充
⑫ ヤングケアラー相談支援事業	55,521	ヤングケアラー相談窓口の拡充や育児支援ヘルパーの派遣、関係機関への研修等を実施	引き続き、ヤングケアラー相談窓口を中心に関係機関と連携してヤングケアラーに対する相談・支援等を実施
合計	601,432		

ウ ひとり親家庭の支援

8,636,006 千円 (8,940,997 千円)

ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラム策定事業、自立支援給付金事業を実施し、就業や自立に向けた支援に取り組むとともに、児童扶養手当の支給を行う。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度取組方針
① 母子生活支援施設運営費	千円 326,218	保護を必要とする18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはそれに準じる家庭を入所させ、相談・援助を進めながら自立を支援	引き続き、相談・援助を進めながら自立を支援
② ひとり親家庭就業・自立支援	359,314	ひとり親家庭支援センターでの就業相談、就業支援講習会自立支援プログラム策定事業実施や自立支援給付金事業における給付金上限額の一部拡大や、多子加算の実施、養育費確保支援事業、ひとり親家庭向けの情報を集約したサイトによる情報発信など、ひとり親家庭の就業や自立に向けた支援を実施	引き続き、ひとり親家庭支援センターでの各種事業を実施し、ひとり親家庭の就業や自立に向けた各種支援に取り組む
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(特会)	1,284,065	ひとり親家庭等の生活の安定と、扶養する児童の福祉の増進を図るため、各種資金の貸付けを実施	引き続き、各種資金の貸付けを実施するとともに、償還率の向上に向けた取組みを実施
④ 児童扶養手当	6,666,409	ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進 月額43,070円 (2人目最大10,170円加算、3人目以降1人につき最大6,100円加算) 所得に応じ全部支給、一部支給、支給停止あり	引き続き、手当を支給することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る
合計	8,636,006		

エ 子どもの貧困対策の推進

567,038 千円 (426,309 千円)

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくるため、子どもを支えるネットワークの構築や食と居場所づくり等を行う民間団体への助成の拡充、子どもの習い事費用の助成を引き続き実施する。

また、生活保護世帯等を対象に保護者が幼稚園、保育所等に支払う教材費等の助成や低所得世帯等を対象に副食費の助成を実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度の取組方針
①子どもの食と居場所づくり支援事業 (29ページ参照)	千円 17,714	子どもへの食事の提供に加え居場所づくりなどの活動を実施する民間団体への運営費の助成を実施	子どもの食と居場所づくりを行う民間団体への助成を拡充するとともに、開催場所等に係る情報提供事業や広報強化等を実施
②貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築	4,912	子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ・運営支援、研修会・情報交換会、食材確保支援等を実施	引き続き、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ・運営支援、研修会・情報交換会、食材確保支援等を実施
③子ども習い事応援事業	428,394	生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生までの子どもの習い事に係る費用を助成	引き続き、助成を実施
④実費徴収に係る補足給付事業	116,018	幼稚園や保育所等の利用に際し、生活保護世帯等を対象に、保護者が支払う教材費、行事費、給食費(副食費)への助成を実施	引き続き、助成を実施
合計	567,038		

オ 社会的養護体制の充実

3,083,876 千円 (2,989,114 千円)

家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図るため、里親制度の普及・啓発、新規里親の開拓や里親に対する支援を実施するとともに、一時保護委託も可能な里親を確保するため、里親養育包括支援(フォスタリング)事業を実施するなど里親制度を推進する。

また、家庭的な養育環境の整備と施設の多機能化の推進のため、乳児院等の改修費を助成する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度の取組方針
①児童養護施設等	千円 2,548,361	児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、助産施設等への措置等に伴う経費負担及び被措置児童等の権利擁護の推進	引き続き、児童養護施設等への措置等に伴う経費負担及び被措置児童等の権利擁護の推進
②乳児院等ユニット化整備事業	159,519	乳児院等の家庭的な養育環境づくりのため、施設の小規模化や一時保護・ショートステイ専用居室の施設整備を助成	引き続き、乳児院等の施設整備の助成を実施

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度の取組方針
③ 児童心理治療施設の運営	千円 256,694	措置児童の社会性の回復と家庭復帰に向けた心理治療や生活指導、教育支援等を実施	引き続き、心理治療や生活指導、教育支援等を実施
④ 里親制度推進事業	51,848	NPO等市民との共働による「里親養育支援事業」に取り組み、里親制度の普及・啓発や研修などによる里親支援を実施	引き続き、里親制度の普及・啓発や新規里親の開拓、里親支援の充実を図る
⑤ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業	46,595	緊急かつ短期間の委託も可能な養育里親の新規開拓から委託解除後までの包括した支援を実施	引き続き、新たな養育里親の開拓、委託後の支援を行うとともに、里親ショートステイに係る調整・支援を実施
⑥ 社会的養護自立支援事業	12,628	社会的養護自立支援員が18～22歳までの施設等退所者に対し、生活上の相談や支援を実施	引き続き、施設等退所児童に対し、生活上の相談や支援を実施
⑦ 措置児童の家庭移行支援事業	8,231	措置児童の家庭復帰に向け、保護者に対して児童への接し方などの助言、カウンセリングなどの支援及び家庭復帰後の訪問相談支援を実施	引き続き、措置児童の家庭復帰に向けた支援及び家庭復帰後の訪問相談支援に取り組む
合計	3,083,876		

カ 子どもの権利擁護の推進

18,605 千円（ 10,000 千円）

子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもを定期的に訪問して子どもの意見表明を支援する、子どもの権利サポート事業を、引き続き実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	5年度の取組方針
① 子どもの権利サポート事業	千円 18,605	子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明、代弁等）の専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもの意見表明を支援	引き続き、社会的養護関連施設等で保護・養育されている子どもの意見表明を支援
合計	18,605		

◆母と子の心と体の健康づくり

新規

おむつと安心定期便

政令市初

【1,171,186千円】

子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境づくりをすすめるため、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつ等をお届け

1 出生した月(定期便1回目)



ギフトボックスをお届け



○出生届出後、**おむつを中心としたギフトボックス**を宅配

安心 産婦人科での健診(産後2週間頃と1か月頃)等

2 生後2～3か月(定期便2～3回目)



アンケートで電子スタンプ
を入手後、商品と交換



お届け



○専用サイト登録後、子育てに関する困りごとなどのアンケートに回答し、**電子スタンプを入手**
○**電子スタンプと商品を交換**(おむつ等の複数メニューから商品を選択)し、商品は宅配

安心 アンケートへのフォロー、乳児家庭全戸訪問(生後3か月頃)等

3 生後4か月～(定期便4回目以降)

子どもプラザ、子育て交流サロン、
産後ケア・ヘルパー派遣など



子育てサービスの利用・スタンプ入手



定期的な見守り

お届け



商品と交換



○**子育てサービス等利用時**にスタッフから**電子スタンプを入手** (月1回)
○**電子スタンプと商品を交換**、商品は宅配

安心 子育てサービス等利用時にスタッフが声をかけ、必要に応じて支援につなぐ
※未利用者や利用中断者には個別にアプローチする

拡充

産前・産後サポート事業

【151,906千円】

産後ケア事業やヘルパー派遣について、利用者負担の軽減を図るとともに、ヘルパー派遣の対象・利用回数等を拡充

産後ケア

母体や乳児のケア、授乳・沐浴のアドバイス等を施設や自宅で実施

○利用料の軽減

宿泊型（ショートステイ）	6,000 円/日	⇒	3,000 円/日
通所型（デイケア）	4,000 円/日	⇒	2,000 円/日
訪問型	2,000 円/回	⇒	500 円/回

※非課税世帯は引き続き無償



産前・産後ヘルパー派遣

市が委託した事業者からヘルパーを派遣し、家事や育児をサポート

○利用料の軽減

2,100 円/回 ⇒ **500 円/回**

※非課税世帯は引き続き無償



○利用対象者の拡充

産後の利用のみ ⇒ **妊娠期からの利用**を可能に（10回）



○利用期間の拡充

生後6か月未満まで ⇒ **生後1年未満まで**

○利用回数の拡充

産後の利用回数 20回 ⇒ **40回**

第2子以降（きょうだいが未就学児）の場合



出産・子育て応援事業

【656,009千円】

妊娠時に5万円、出産時に子ども1人当たり5万円の経済的支援と伴走型相談支援を実施

◆身近な地域における子育て支援の充実

新規 保育所等の多機能化モデル事業

【21,852千円】

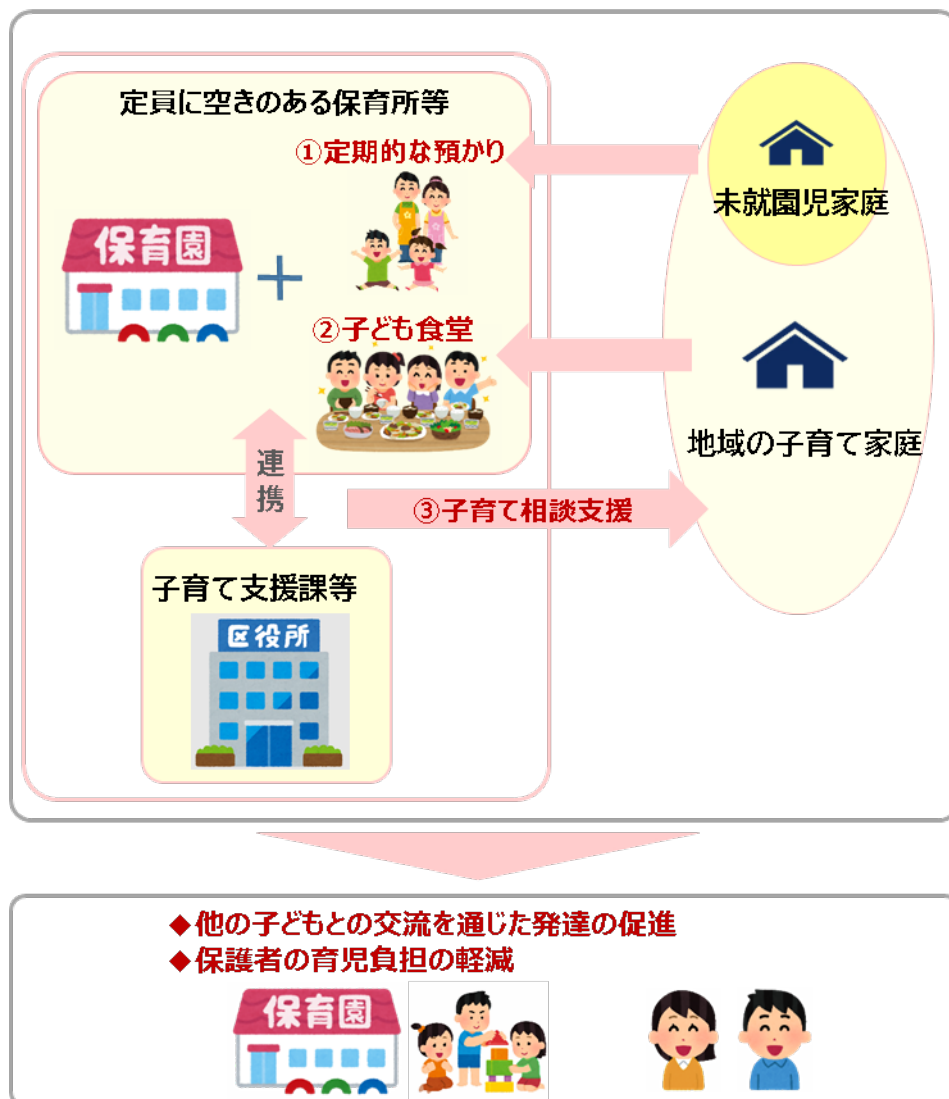
保育所の空き定員を活用し、保育所に通っていない子どもも利用できる地域の身近な子育て支援施設としての機能を拡充

【空き定員を活用した多機能化の実施内容】

- ① 保育所や幼稚園等に通っていない未就園児の定期的な預かり
- ② 保育所内での子ども食堂
- ③ 各区の子育て支援課等との協力による子育て相談支援

【実施イメージ】

地域の身近な子育て支援施設としての多機能化



◆障がい児の支援

拡充

障がい福祉サービスの利用者負担軽減

【64,464千円】

障がい福祉サービス等に係る利用者負担上限月額を **全員軽減**

福岡市独自

【国基準】

保護者の収入に応じて

上限月額 **4,600円～37,200円**

※非課税世帯は無償

【令和6年1月から】

保護者の収入に関係なく

未就学児：一律 **無償化**

学 齡 期：上限月額 **3,000円**

※非課税世帯は引き続き無償

【対象サービス】

○未就学児

- ・児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・障がい児入所支援
- ・居宅介護[※] ・短期入所[※] ・日中一時支援[※]
- ・移動支援[※] など

○学齢期（上限月額の範囲内で複数サービスの利用可能）

- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障がい児入所支援
- ・居宅介護[※] ・短期入所[※] ・日中一時支援[※]
- ・移動支援[※] など

※福祉局所管のサービス



拡充

子どもの発達支援体制の構築モデル事業

【192,988千円】

「未就学の障がい児への療育」と「保護者の就労」を支援するため、身近な療育の場として **保育所の余裕スペースを児童発達支援事業所として活用**するモデル事業を実施

<在園児>



<近隣の保育所・幼稚園からの受入>



◆子育てを応援する環境づくり

新規

第2子以降の保育料無償化

【2,335,157千円】

保育所(認可外含む)や幼稚園に通う第2子以降の児童の保育料を無償化

0～2歳児の保育料

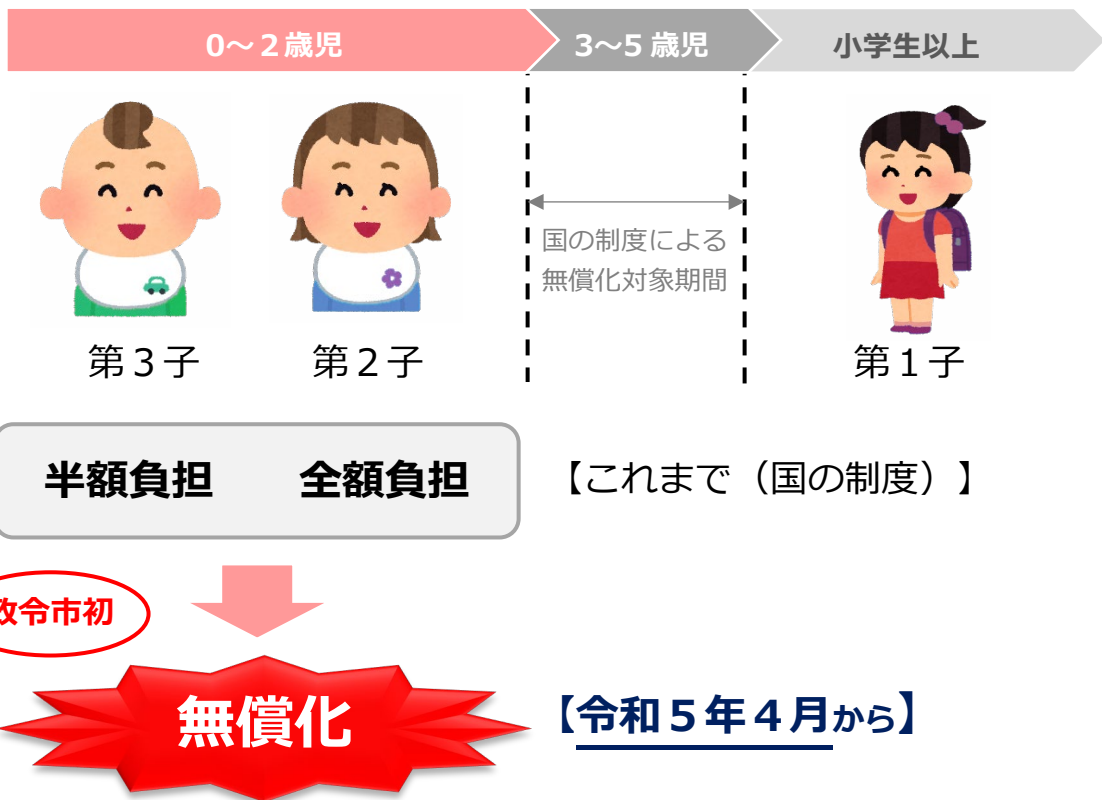
【これまで(国の制度)】

- ・無償の対象は非課税世帯のみ
- ・きょうだいと同時入所の場合のみ減額

【令和5年4月から】

- ・保護者の収入に関係なく全世帯が対象
- ・きょうだいの年齢に関係なく
第2子以降の全ての児童の保育料を無償化

【第2子以降の保育料無償化イメージ：認可保育所入所の課税世帯】



拡充

物価高騰対策支援事業

【506,117千円】

保育所等に対して、給食に係る食材料費の価格高騰相当分を支援

◆ 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

拡充

妊産婦等相談・生活支援事業

【38,402千円】

特に支援が必要な妊産婦等の相談、訪問や母子入所での生活支援、就労支援まで
伴走型で実施

新規

親子関係づくりサポート事業

【6,634千円】

乳児院において、親子の愛着形成や良好な関係づくりを促す親子宿泊型の訓練や
通所プログラムを実施

拡充

子どもショートステイ事業の拡充

子どもショートステイ事業

【128,139千円】

受入施設の体制強化や里親ショートステイの拡充により受け皿を拡大

親子ショートステイ事業

【10,922千円】

里親家庭や児童養護施設において、親子宿泊による育児や休息のためのサポート
を新たに実施

親子サポートを拡大し、子育ての困難化や児童虐待を予防

こももティエ

24時間 SNS
妊娠相談

不安や葛藤
を抱えた妊婦

育児習得・愛着形成 をサポート



母子宿泊室（4室）で
助産師等が支援

自立まで 伴走して支援



就労支援
生活・困窮相談

必要に応じて連携

各区保健福祉センター
こども総合相談センター

支援が必要な親子

乳児院

乳幼児の親子関係づくりをサポート

親子通所
(心理療法)



親子宿泊
(養育訓練)

新規

必要に応じて連携

里親家庭・児童養護施設等

子どもを預かって休息をサポート

ショートステイの受け皿を
さらに拡大（職員体制強化）

+

里帰りのような親子での休息

親子が離れず支援を受ける
ショートステイもスタート

新規

◆子どもの貧困対策の推進

拡充

子どもの食と居場所づくり支援事業

【17,714千円】

子どもの食と居場所づくりを行う民間団体に対する助成の拡充及び開催場所等に係る情報提供、広報強化等を実施

助成（補助金）の拡充

団体の活動を
手厚く支援！

子どもの食と居場所づくり活動を行う団体への助成を拡充

○5年目以降の補助率

3分の1 **活動年数に関係なく**
➔ **3分の2**

○運営費の補助上限額

開催頻度に応じて
10~40万円 ➔ **15~60万円**

○補助年限

最長8年 **当面**
➔ **適用しない**

○補助対象の活動

- ・食事の提供と居場所づくり
- ・**フードパントリー（食料等無料配布）**



開催場所等に係る情報提供

新規

開催場所や食材保管の場所を広く募集しマッチング



ホームページ等を活用した広報強化

活動を行う団体や寄付の受入れに関する情報を発信



(7) 款項目別説明資料

ア. 一般会計（歳入）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
45	17 分担金及び 負担金	1 負 担 金	2 こ ども 育 成 費 金 負 担 金	2,803,395	4,553,630	△ 1,750,235
50	18 使用料及び 手数料 134,081	1 使 用 料	2 こども育成 使 用 料	132,637	132,584	53
59		2 手 数 料	2 こども育成 手 数 料	1,444	1,444	-
65	19 国庫支出金 55,961,114	1 国庫負担金	1 こ ども 育 成 費 国庫負担金	52,633,324	51,901,866	731,458
70 ~ 72		2 国庫補助金	2 こ ども 育 成 費 国庫補助金	3,022,464	3,445,885	△ 423,421
			12 緊 急 経 済 対 策 費 国庫補助金	289,075	342,584	△ 53,509
83		3 委 託 金	2 こ ども 育 成 費 金 委 託 金	16,251	15,787	464

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	明 ※()は、前年度予算額	
%		千円	
△ 38.4	1 こども育成支援費負担金 2 日本スポーツ振興センター保護者負担金	2,803,190 205	(4,553,423) (207)
0.0	1 心身障がい福祉センター使用料 2 肢体不自由児通園施設使用料 3 療育センター使用料 4 小呂保育所使用料 5 こども育成施設使用料	47,036 9,127 75,354 1 1,119	(47,036) (9,127) (75,354) (1) (1,066)
-	1 こども育成証明等手数料		
1.4	1 こども育成支援費負担金 2 こども総合相談センター費負担金 3 母子保健費負担金	52,298,976 53,522 280,826	(51,583,860) (49,105) (268,901)
△ 12.3	1 こども育成総務費補助金 2 こども育成支援費補助金 3 こども育成施設整備費補助金 4 こども総合相談センター費補助金 5 母子保健費補助金 ▲ 保育士等処遇改善臨時特例交付金	11,829 1,464,760 740,793 144,860 660,222 -	(11,522) (1,447,826) (840,201) (118,282) (220,502) (807,552)
△ 15.6	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
2.9	1 こども育成費委託金		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
84 ～ 85	20 県支出金 18,825,058	1 県負担金	1 こども 育成 県負担金	千円 17,356,150	千円 16,900,513	千円 455,637
86 ～ 87		2 県補助金	2 こども 育成 県補助金	1,468,908	1,090,900	378,008
98	21 財産収入 262,350	1 財産運用 収入	1 財産貸付 収入	183,046	183,179	△ 133
99			2 利子及び 配当金	79,277	11,152	68,125
102		2 財産売払 収入	2 物品売払 収入	27	41	△ 14
103 ～ 104	22 寄附金	1 寄附金	2 こども 育成 寄附金	74,696	12,163	62,533
108	23 繰入金 1,357,750	6 こども未来 基金繰入金	1 こども未来 基金繰入金	1,171,186	713,389	457,797
108		7 母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業 特別会計 繰入金	1 母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業 特別会計 繰入金	186,564	126,412	60,152

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	明 ※()は、前年度予算額	
%		千円	
2.7	1 こども育成支援費負担金 2 母子保健費負担金	17,326,826 29,324	(16,868,490) (32,023)
34.7	1 こども育成支援費補助金 2 こども総合相談センター費補助金 3 母子保健費補助金	1,245,343 59,764 163,801	(909,834) (0) (181,066)
△ 0.1	1 土地貸付収入		
610.9	1 こども未来基金利子収入 2 中央児童会館基金利子収入	79,267 10	(11,148) (4)
△ 34.1	1 物品売払収入		
514.1	1 こども育成費寄附金		
64.2	1 こども未来基金受入金		
47.6	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計受入金		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
113	25 諸 収 入	2 保険料収入	1 保険料収入	128,113	107,537	20,576
116	2,055,704	7 弁 償 金	1 弁 償 金	240	240	-
116		8 福 祉 費 入 収	1 こ ど も 育 成 費 収 入	1,896,788	1,936,101	△ 39,313
123		12 雑 入	13 そ の 他 の 雑 入	30,563	29,816	747
123		▲ 納 付 金	▲ 納 付 金	-	68,391	△ 68,391
124 ~ 125		26 市 債	1 市 債	2 こ ど も 育 成 債	358,000	882,000
歳 入 合 計				81,832,148	82,455,614	△ 623,466

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説	明 ※()は、前年度予算額	
%		千円	
19.1	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	6,797 121,316	(3,488) (104,049)
-	1 弁償金		
△ 2.0	1 障がい児給付費等収入 2 児童措置費収入	698,466 1,198,322	(686,083) (1,250,018)
2.5	1 その他の雑入		
△ 100.0	▲ 健康保険料		
△ 59.4	1 社会教育施設整備債 2 児童福祉施設整備債	25,000 333,000	(31,000) (851,000)
△ 0.8			

イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
216 ～ 219	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	1 こども育成 総務費	千円 4,855,102	千円 4,448,910	千円 406,192

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額					
%			千円				
9.1	1 一般職職員給与費等 一般職職員 555人(うち会計年度任用職員・30人)	4,179,035	(4,046,188)				
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="331 530 363 730">[</td> <td data-bbox="368 530 1082 730"> 関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 </td> <td data-bbox="1086 530 1230 730"> 9,024 14,360 892 13,468 </td> <td data-bbox="1235 530 1501 730">]</td> </tr> </table>	[関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	9,024 14,360 892 13,468]		
[関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	9,024 14,360 892 13,468]				
	2 こども・子育て審議会経費	6,382	(3,488)				
	3 家庭相談員経費	1,076	(1,037)				
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="331 931 363 1021">[</td> <td data-bbox="368 931 1082 1021"> 関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金 </td> <td data-bbox="1086 931 1230 1021"> 349 </td> <td data-bbox="1235 931 1501 1021">]</td> </tr> </table>	[関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金	349]		
[関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金	349]				
	4 国際交流費 (アジア太平洋こども会議補助金)	55,000	(55,000)				
	5 子どもの貧困対策推進経費 (子どもの食と居場所づくり支援事業、貧困の状況にある 子どもを支えるネットワーク構築、子ども習い事応援事業)	451,020	(307,731)				
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="331 1319 363 1469">[</td> <td data-bbox="368 1319 1082 1469"> 関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金 (22) 寄附金 こども育成費寄附金 </td> <td data-bbox="1086 1319 1230 1469"> 2,456 20,170 </td> <td data-bbox="1235 1319 1501 1469">]</td> </tr> </table>	[関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金 (22) 寄附金 こども育成費寄附金	2,456 20,170]		
[関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金 (22) 寄附金 こども育成費寄附金	2,456 20,170]				
	6 その他の経費 (市民や企業と共働した子育て支援、こども未来基金積立金、 ミニふくおか 等)	162,589	(35,466)				
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="331 1671 363 1821">[</td> <td data-bbox="368 1671 1082 1821"> 関連歳入 (21) 財産収入 こども未来基金利子収入 (22) 寄附金 こども育成費寄附金 </td> <td data-bbox="1086 1671 1230 1821"> 68,512 42,511 </td> <td data-bbox="1235 1671 1501 1821">]</td> </tr> </table>	[関連歳入 (21) 財産収入 こども未来基金利子収入 (22) 寄附金 こども育成費寄附金	68,512 42,511]		
[関連歳入 (21) 財産収入 こども未来基金利子収入 (22) 寄附金 こども育成費寄附金	68,512 42,511]				

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
218 ~ 229			2 こども育成 支 援 費	千円 116,277,025	千円 114,276,686	千円 2,000,339

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額																			
%			千円																		
1.8	1 一般職職員給与費等 一般職職員・534人(うち会計年度任用職員・534人)	1,199,931	(1,056,086)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">関連歳入</td></tr> <tr><td>(19) 国庫支出金</td><td style="text-align: right;">55,090</td></tr> <tr><td> こども育成支援費補助金</td><td></td></tr> <tr><td>(20) 県支出金</td><td style="text-align: right;">6,996</td></tr> <tr><td> こども育成支援費補助金</td><td></td></tr> <tr><td>(25) 諸収入</td><td style="text-align: right;">629,127</td></tr> <tr><td> 雇用保険料収入</td><td style="text-align: right;">3,465</td></tr> <tr><td> 厚生年金保険料収入</td><td style="text-align: right;">63,976</td></tr> <tr><td> 児童措置費収入</td><td style="text-align: right;">561,686</td></tr> </table>	関連歳入		(19) 国庫支出金	55,090	こども育成支援費補助金		(20) 県支出金	6,996	こども育成支援費補助金		(25) 諸収入	629,127	雇用保険料収入	3,465	厚生年金保険料収入	63,976	児童措置費収入	561,686		
関連歳入																					
(19) 国庫支出金	55,090																				
こども育成支援費補助金																					
(20) 県支出金	6,996																				
こども育成支援費補助金																					
(25) 諸収入	629,127																				
雇用保険料収入	3,465																				
厚生年金保険料収入	63,976																				
児童措置費収入	561,686																				
	2 教育・保育経費	63,673,701	(62,186,884)																		
	ア 施設運営費等 (教育・保育給付費、延長保育事業、一時預かり事業)	51,542,930	(50,271,930)																		
	イ 公立保育所事業費等	252,013	(230,979)																		
	ウ 私立保育所運営費助成 (私立保育所助成、保育協会助成、特別支援保育事業 等)	2,920,631	(2,816,157)																		
	エ 維持補修等 (公立保育所整備、公立保育所維持補修)	71,891	(99,806)																		
	オ 整備費助成等 (保育所等整備費助成 等)	1,137,979	(1,190,619)																		
	カ 子育て支援施設等利用給付費	5,334,798	(5,458,752)																		
	キ 私立幼稚園助成費 (私立幼稚園運営費助成、私立幼稚園研修等助成、 一時預かり事業(幼稚園型)、幼稚園3歳未満児受け入れ促進事業)	950,273	(948,256)																		
	ク 保育士確保等 (保育士就労継続支援事業、保育士の人材確保事業、 保育士家賃助成事業補助金、保育士奨学金返済支援事業補助金、 保育所等におけるICT化推進等事業 等)	476,660	(534,219)																		
	ケ その他の経費 (実費徴収に係る補足給付事業、企業主導型保育促進事業、子育て支援コンシェルジュ、 認可外保育施設児童支援事業、新規参入施設等巡回支援事業、 保育所等の多機能化モデル事業、感染症予防対策支援事業 等)	986,526	(636,166)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">関連歳入</td></tr> <tr><td>(17) 分担金及び負担金</td><td style="text-align: right;">2,774,739</td></tr> <tr><td> こども育成支援費負担金</td><td style="text-align: right;">2,774,534</td></tr> <tr><td> 日本スポーツ振興センター保護者負担金</td><td style="text-align: right;">205</td></tr> <tr><td>(18) 使用料及び手数料</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td> 小呂保育所使用料</td><td></td></tr> <tr><td>(19) 国庫支出金</td><td style="text-align: right;">27,555,719</td></tr> <tr><td> こども育成支援費負担金</td><td style="text-align: right;">25,998,079</td></tr> <tr><td> こども育成支援費補助金</td><td style="text-align: right;">527,772</td></tr> </table>	関連歳入		(17) 分担金及び負担金	2,774,739	こども育成支援費負担金	2,774,534	日本スポーツ振興センター保護者負担金	205	(18) 使用料及び手数料	1	小呂保育所使用料		(19) 国庫支出金	27,555,719	こども育成支援費負担金	25,998,079	こども育成支援費補助金	527,772		
関連歳入																					
(17) 分担金及び負担金	2,774,739																				
こども育成支援費負担金	2,774,534																				
日本スポーツ振興センター保護者負担金	205																				
(18) 使用料及び手数料	1																				
小呂保育所使用料																					
(19) 国庫支出金	27,555,719																				
こども育成支援費負担金	25,998,079																				
こども育成支援費補助金	527,772																				

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(Δ) (A) - (B) (C)
218 ~ 229				千円	千円	千円

対前年度 伸率 (C) / (B)	説	明	※()は、前年度予算額	
%				千円
		こども育成施設整備費補助金	740,793	
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	289,075	
	(20) 県支出金		11,868,145	
		こども育成支援費負担金	10,927,623	
		こども育成支援費補助金	940,522	
	(21) 財産収入		80,293	
		土地貸付収入	80,266	
		物品売払収入	27	
	(25) 諸収入		418,244	
		児童措置費収入	417,911	
		その他の雑入	333	
	(26) 市債		35,000	
		児童福祉施設整備債		
	3 児童養護施設等		3,560,023	(3,360,214)
	ア 児童養護施設等措置費		2,892,514	(2,875,756)
		(児童養護施設等、助産施設、妊産婦等相談・生活支援事業 子ども家庭支援センター、児童心理治療施設運営費)		
	イ 母子生活支援施設運営費		326,218	(309,733)
	ウ その他の負担金補助及び交付金		17,116	(20,151)
		(民間社会福祉施設運営費補助金 等)		
	エ その他の経費		324,175	(154,574)
		(子どもの権利サポート事業、子どもショートステイ事業、親子ショートステイ事業、 親子関係づくりサポート事業、乳児院等ユニット化整備事業 等)		
	関連歳入			
	(17) 分担金及び負担金		10,485	
		こども育成支援費負担金		
	(19) 国庫支出金		1,649,124	
		こども育成支援費負担金	1,428,718	
		こども育成支援費補助金	220,406	
	(20) 県支出金		36,220	
		こども育成支援費補助金		
	(21) 財産収入		853	
		土地貸付収入	753	
		こども未来基金利子収入	100	
	(22) 寄附金		4,070	
		こども育成費寄附金		
	(25) 諸収入		218,725	
		児童措置費収入		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(Δ) (A) - (B) (C)
218 ~ 229				千円	千円	千円

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額																																																																																					
%		千円																																																																																					
	4 障がい児支援	13,672,983	(12,451,972)																																																																																				
	ア 在宅障がい児対策費 (障がい児福祉手当、重症心身障がい児通所支援、障がい児地域交流支援事業、特別支援学校放課後等支援事業、発達障がい者支援センター運営費、医療的ケア児支援事業 等)	480,339	(377,919)																																																																																				
	イ 施設福祉対策費 (障がい児施設給付費等、民間社会福祉施設運営費補助金、心身障がい福祉センター運営費、あゆみ学園運営費、南部療育環境整備事業、めばえ学園運営費、西部療育センター運営費、東部療育センター運営費 等)	13,192,644	(12,074,053)																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 734 464 766">関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 766 624 797">(17) 分担金及び負担金</td> <td data-bbox="336 797 727 828">こども育成支援費負担金</td> <td data-bbox="1086 766 1193 797">18,171</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 828 624 860">(18) 使用料及び手数料</td> <td data-bbox="336 860 807 891">心身障がい福祉センター使用料</td> <td data-bbox="1086 828 1193 860">133,145</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 891 775 922">肢体不自由児通園施設使用料</td> <td data-bbox="1086 891 1193 922">47,036</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 922 679 954">療育センター使用料</td> <td data-bbox="1086 922 1193 954">9,127</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 954 703 985">こども育成施設使用料</td> <td data-bbox="1086 954 1193 985">75,354</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 985 727 1016">こども育成証明等手数料</td> <td data-bbox="1086 985 1193 1016">184</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1016 727 1048">こども育成証明等手数料</td> <td data-bbox="1086 1016 1193 1048">1,444</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1048 544 1079">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="336 1079 727 1111">こども育成支援費負担金</td> <td data-bbox="1086 1048 1193 1079">5,918,180</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1111 727 1142">こども育成支援費補助金</td> <td data-bbox="1086 1111 1193 1142">5,724,619</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1142 727 1173">こども育成支援費補助金</td> <td data-bbox="1086 1142 1193 1173">193,561</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1173 512 1205">(20) 県支出金</td> <td data-bbox="336 1205 727 1236">こども育成支援費負担金</td> <td data-bbox="1086 1173 1193 1205">2,796,866</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1236 727 1267">こども育成支援費補助金</td> <td data-bbox="1086 1236 1193 1267">2,728,690</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1267 727 1299">こども育成支援費補助金</td> <td data-bbox="1086 1267 1193 1299">68,176</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1299 512 1330">(21) 財産収入</td> <td data-bbox="336 1330 600 1361">土地貸付収入</td> <td data-bbox="1086 1299 1193 1330">2,409</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1361 727 1393">こども未来基金利子収入</td> <td data-bbox="1086 1361 1193 1393">1,859</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1393 727 1424">こども未来基金利子収入</td> <td data-bbox="1086 1393 1193 1424">550</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1424 480 1456">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="336 1456 703 1487">障がい児給付費等収入</td> <td data-bbox="1086 1424 1193 1456">702,469</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1487 703 1518">その他の雑入</td> <td data-bbox="1086 1487 1193 1518">698,466</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1518 703 1550">その他の雑入</td> <td data-bbox="1086 1518 1193 1550">4,003</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1550 464 1581">(26) 市債</td> <td data-bbox="336 1581 679 1612">児童福祉施設整備債</td> <td data-bbox="1086 1550 1193 1581">82,000</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(17) 分担金及び負担金	こども育成支援費負担金	18,171		(18) 使用料及び手数料	心身障がい福祉センター使用料	133,145			肢体不自由児通園施設使用料	47,036			療育センター使用料	9,127			こども育成施設使用料	75,354			こども育成証明等手数料	184			こども育成証明等手数料	1,444		(19) 国庫支出金	こども育成支援費負担金	5,918,180			こども育成支援費補助金	5,724,619			こども育成支援費補助金	193,561		(20) 県支出金	こども育成支援費負担金	2,796,866			こども育成支援費補助金	2,728,690			こども育成支援費補助金	68,176		(21) 財産収入	土地貸付収入	2,409			こども未来基金利子収入	1,859			こども未来基金利子収入	550		(25) 諸収入	障がい児給付費等収入	702,469			その他の雑入	698,466			その他の雑入	4,003		(26) 市債	児童福祉施設整備債	82,000			
関連歳入																																																																																							
(17) 分担金及び負担金	こども育成支援費負担金	18,171																																																																																					
(18) 使用料及び手数料	心身障がい福祉センター使用料	133,145																																																																																					
	肢体不自由児通園施設使用料	47,036																																																																																					
	療育センター使用料	9,127																																																																																					
	こども育成施設使用料	75,354																																																																																					
	こども育成証明等手数料	184																																																																																					
	こども育成証明等手数料	1,444																																																																																					
(19) 国庫支出金	こども育成支援費負担金	5,918,180																																																																																					
	こども育成支援費補助金	5,724,619																																																																																					
	こども育成支援費補助金	193,561																																																																																					
(20) 県支出金	こども育成支援費負担金	2,796,866																																																																																					
	こども育成支援費補助金	2,728,690																																																																																					
	こども育成支援費補助金	68,176																																																																																					
(21) 財産収入	土地貸付収入	2,409																																																																																					
	こども未来基金利子収入	1,859																																																																																					
	こども未来基金利子収入	550																																																																																					
(25) 諸収入	障がい児給付費等収入	702,469																																																																																					
	その他の雑入	698,466																																																																																					
	その他の雑入	4,003																																																																																					
(26) 市債	児童福祉施設整備債	82,000																																																																																					
	5 ひとり親福祉費	367,098	(343,243)																																																																																				
	ア ひとり親家庭支援センター運営経費	95,900	(84,938)																																																																																				
	イ ひとり親家庭自立支援事業 (ひとり親家庭自立支援給付金事業、ひとり親養育費確保支援事業、ひとり親家庭向け情報ナビ事業 等)	263,414	(250,585)																																																																																				
	ウ DV相談・支援推進	7,784	(7,720)																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1827 464 1859">関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1859 544 1890">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="336 1890 727 1921">こども育成支援費補助金</td> <td data-bbox="1086 1859 1193 1890">219,136</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1921 464 1953">(26) 市債</td> <td data-bbox="336 1953 679 1984">児童福祉施設整備債</td> <td data-bbox="1086 1921 1193 1953">12,000</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(19) 国庫支出金	こども育成支援費補助金	219,136		(26) 市債	児童福祉施設整備債	12,000																																																																											
関連歳入																																																																																							
(19) 国庫支出金	こども育成支援費補助金	219,136																																																																																					
(26) 市債	児童福祉施設整備債	12,000																																																																																					

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(Δ) (A) - (B) (C)
218 ~ 229				千円	千円	千円

対前年度 伸率 (C) / (B)	説	明	
		※()は、前年度予算額	
%			千円
	6 児童手当等	31,001,020	(32,016,123)
	ア 児童手当	24,328,049	(25,006,254)
	イ 児童扶養手当	6,669,979	(7,006,923)
	ウ 災害遺児手当	2,992	(2,946)
	[関連歳入		
	(19) 国庫支出金	19,163,811	
	こども育成支援費負担金	19,147,560	
	こども育成費委託金	16,251	
	(20) 県支出金	3,670,513	
	こども育成支援費負担金		
	(25) 諸収入	13,752	
	その他の雑入		
	7 こども・若者健全育成経費	87,832	(82,781)
	(成人の日記念事業、非行防止・健全育成事業、区青少年育成推進事業 若者の相談支援体制の強化、子ども・若者活躍の場プロジェクト、 若者のふらっとホームサポート事業 等)		
	[関連歳入		
	(22) 寄附金	7,945	
	こども育成費寄附金		
	(25) 諸収入	1,647	
	その他の雑入		
	8 地域育成活動促進費	254,709	(280,946)
	(地域子ども育成事業、子どもプラザ事業、地域子育て交流支援事業、 ファミリー・サポート・センター事業、区子育て支援推進事業、 「赤ちゃんの駅」事業 等)		
	[関連歳入		
	(19) 国庫支出金	43,909	
	こども育成支援費補助金		
	(20) 県支出金	43,684	
	こども育成支援費補助金		
	(21) 財産収入	7,520	
	こども未来基金利子収入		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(Δ) (A) - (B) (C)
218 ~ 229				千円	千円	千円

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額	
%			千円
	9 虐待防止等経費 (児童虐待防止医療ネットワーク事業、虐待防止等強化事業、 子ども虐待防止活動推進委員会、支援対象児童等見守り強化事業、 ヤングケアラー相談支援事業 等)	115,746	(109,036)
	関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成支援費補助金 (20) 県支出金 こども育成支援費補助金	69,829 14,688	
	10 施設経費 (青少年施設(背振・海中)、中央児童会館、科学館 等)	1,757,562	(1,929,454)
	関連歳入 (18) 使用料及び手数料 こども育成施設使用料 (21) 財産収入 土地貸付収入 中央児童会館基金利子収入 (25) 諸収入 その他の雑入 (26) 市債 社会教育施設整備債	892 100,178 100,168 10 300 25,000	
	11 その他の事業 (子ども情報提供、第3子優遇事業(第3子手当等)、 病児・病後児デイケア事業、子どもの見守り強化事業 等)	586,420	(459,947)
	関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成支援費補助金 (20) 県支出金 こども育成支援費補助金 (21) 財産収入 こども未来基金利子収入 (25) 諸収入 その他の雑入	135,057 135,057 1,100 750	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
228 ～ 231			3 こども 総合相談 センター費	千円 1,084,756	千円 1,499,307	千円 △ 414,551

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額																																																					
%			千円																																																				
△ 27.6	1 一般職職員給与費等 一般職職員・93人(うち会計年度任用職員・93人)	384,741	(397,426)																																																				
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 国庫支出金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">38,885</td> <td></td> </tr> <tr> <td> こども総合相談センター費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">5,698</td> <td></td> </tr> <tr> <td> こども総合相談センター費補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">33,187</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25) 諸収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">28,850</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雇用保険料収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,484</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 厚生年金保険料収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">27,366</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(19) 国庫支出金		38,885		こども総合相談センター費負担金		5,698		こども総合相談センター費補助金		33,187		(25) 諸収入		28,850		雇用保険料収入		1,484		厚生年金保険料収入		27,366																											
関連歳入																																																							
(19) 国庫支出金		38,885																																																					
こども総合相談センター費負担金		5,698																																																					
こども総合相談センター費補助金		33,187																																																					
(25) 諸収入		28,850																																																					
雇用保険料収入		1,484																																																					
厚生年金保険料収入		27,366																																																					
	2 総合相談経費	685,178	(1,086,346)																																																				
	<p>ア 総合相談経費</p> <p>(要保護児童等支援、一時保護所の改修、思春期相談事業、児童虐待防止のための相談支援の充実 等)</p>	589,340	(1,000,501)																																																				
	<p>イ 虐待防止推進経費</p> <p>(児童虐待防止事業、里親制度推進事業、措置児童の家庭移行支援事業 子育て見守り訪問員派遣事業、里親養育包括支援(フォスタリング)事業 社会的養護自立支援事業 等)</p>	95,838	(85,845)																																																				
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18) 使用料及び手数料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">43</td> <td></td> </tr> <tr> <td> こども育成施設使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 国庫支出金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">130,798</td> <td></td> </tr> <tr> <td> こども総合相談センター費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">22,697</td> <td></td> </tr> <tr> <td> こども総合相談センター費補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">108,101</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 県支出金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">59,764</td> <td></td> </tr> <tr> <td> こども総合相談センター費補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25) 諸収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">10,018</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 弁償金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">240</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の雑入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">9,778</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26) 市債</td> <td></td> <td style="text-align: right;">204,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 児童福祉施設整備債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(18) 使用料及び手数料		43		こども育成施設使用料				(19) 国庫支出金		130,798		こども総合相談センター費負担金		22,697		こども総合相談センター費補助金		108,101		(20) 県支出金		59,764		こども総合相談センター費補助金				(25) 諸収入		10,018		弁償金		240		その他の雑入		9,778		(26) 市債		204,000		児童福祉施設整備債					
関連歳入																																																							
(18) 使用料及び手数料		43																																																					
こども育成施設使用料																																																							
(19) 国庫支出金		130,798																																																					
こども総合相談センター費負担金		22,697																																																					
こども総合相談センター費補助金		108,101																																																					
(20) 県支出金		59,764																																																					
こども総合相談センター費補助金																																																							
(25) 諸収入		10,018																																																					
弁償金		240																																																					
その他の雑入		9,778																																																					
(26) 市債		204,000																																																					
児童福祉施設整備債																																																							
	3 一時保護所経費	14,837	(15,535)																																																				
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 国庫支出金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">28,699</td> <td></td> </tr> <tr> <td> こども総合相談センター費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">25,127</td> <td></td> </tr> <tr> <td> こども総合相談センター費補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,572</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(19) 国庫支出金		28,699		こども総合相談センター費負担金		25,127		こども総合相談センター費補助金		3,572																																							
関連歳入																																																							
(19) 国庫支出金		28,699																																																					
こども総合相談センター費負担金		25,127																																																					
こども総合相談センター費補助金		3,572																																																					

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
230 ~ 233			4 母子保健費	千円 4,853,780	千円 3,319,377	千円 1,534,403
232 ~ 233			5 母子福祉 寡婦資金貸付 事業費	25,118	23,417	1,701
歳 出 合 計				127,095,781	123,567,697	3,528,084

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額	
%			千円
46.2	1 一般職職員給与費等 一般職職員・73人(うち会計年度任用職員・73人)	239,378	(200,182)
	関連歳入 (19) 国庫支出金 母子保健費補助金 (20) 県支出金 母子保健費補助金 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	69,326 28,213 17,462 956 16,506	
	2 母子保健費	4,614,402	(3,119,195)
	ア 健康診査等事業費 (妊婦健診、乳幼児健診、産婦健康診査、 先天性代謝異常検査、乳幼児健診情報のデジタル化 等)	1,913,447	(2,083,593)
	イ 医療給付等事業費	139,729	(150,293)
	ウ 小児慢性特定疾病医療費助成事業	449,602	(415,143)
	エ 母子保健事業費 (一般母子相談、母子保健訪問指導、母子巡回健康相談、 母親の心の健康支援事業、子育て世代包括支援センター、 出産・子育て応援事業、おむつと安心定期便、 産前・産後サポート事業、プレコンセプションケア推進事業、 不妊・不育専門相談センター事業 等)	2,111,624	(470,166)
	関連歳入 (19) 国庫支出金 母子保健費負担金 母子保健費補助金 (20) 県支出金 母子保健費負担金 母子保健費補助金 (21) 財産収入 こども未来基金利子収入 (23) 繰入金 こども未来基金受入金	871,722 280,826 590,896 164,912 29,324 135,588 1,485 1,171,186	
7.3	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計への繰出金 関連歳入 (23) 繰入金 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計受入金	186,564	
2.9			

ウ. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計（歳入）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	
59 ～ 61	1	1	1 母子父子寡 婦福祉資金 貸付金 元利収入	千円 424,542	千円 421,217	千円 3,325	
	2	1	1 一般会計 繰入金	25,118	23,417	1,701	
	3	1	1 繰越金	833,429	844,379	△ 10,950	
	4	1	1	1 保険料収入	974	949	25
		2	1	1 雑入	2	2	-
		▲	▲	▲ 納付金	-	604	△ 604
	歳 入 合 計				1,284,065	1,290,568	△ 6,503

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額	
%			千円
0.8	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 1. 母子福祉資金貸付金元利収入 2. 父子福祉資金貸付金元利収入 3. 寡婦福祉資金貸付金元利収入	424,542 412,142 2,687 9,713	(421,217) (409,051) (2,163) (10,003)
7.3	1 一般会計繰入金		
△ 1.3	1 前年度繰越金		
2.6	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	50 924	(30) (919)
-	1 違約金及び延納利息 2 その他の雑入	1 1	(1) (1)
△ 100.0	▲ 健康保険料		
△ 0.5			

工. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計（歳出）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)		
62 ～ 65	1 事 業 費	1 事 業 費	1	千円	千円	千円		
			一般管理費	26,165	25,043	1,122		
			2	貸 付 金	706,677	892,027	△ 185,350	
	計	732,842	917,070	△ 184,228				
2	公 債 費	1	公 債 費	1	元 金	364,659	247,086	117,573
3	諸 支 出 金	1	繰 出 金	1	一 般 会 計 繰 出 金	186,564	126,412	60,152
歳 出 合 計				1,284,065	1,290,568	△ 6,503		

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額																					
%	1 一般職職員給与費等 一般職職員・4人 (うち会計年度任用職員・4人)	13,047	(13,501)																				
4.5	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="368 533 395 562">[</td> <td data-bbox="400 533 507 562">関連歳入</td> <td data-bbox="1337 533 1374 562"></td> <td data-bbox="1390 533 1406 562">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="400 568 517 598">(4) 諸収入</td> <td data-bbox="1337 568 1374 598">975</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 598 663 627">雇用保険料収入</td> <td data-bbox="1347 598 1374 627">50</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 627 715 656">厚生年金保険料収入</td> <td data-bbox="1337 627 1374 656">924</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 656 635 685">その他の雑入</td> <td data-bbox="1362 656 1374 685">1</td> <td></td> </tr> </table>	[関連歳入]		(4) 諸収入	975			雇用保険料収入	50			厚生年金保険料収入	924			その他の雑入	1			
[関連歳入]																				
	(4) 諸収入	975																					
	雇用保険料収入	50																					
	厚生年金保険料収入	924																					
	その他の雑入	1																					
	2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に要する事務経費	13,118	(11,542)																				
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="368 804 395 833">[</td> <td data-bbox="400 804 507 833">関連歳入</td> <td data-bbox="1362 804 1374 833"></td> <td data-bbox="1390 804 1406 833">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="400 840 517 869">(4) 諸収入</td> <td data-bbox="1362 840 1374 869">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 869 715 898">違約金及び延納利息</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[関連歳入]		(4) 諸収入	1			違約金及び延納利息												
[関連歳入]																				
	(4) 諸収入	1																					
	違約金及び延納利息																						
△ 20.8	修学資金、就学支度資金、生活資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付																						
△ 20.1																							
47.6	長期債元金償還金																						
47.6	一般会計繰出金																						
△ 0.5																							

【参考】令和5年度 ことども未来局所管 負担金、補助及び交付金予算額

☆=5年度新規

▲=終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	対前年度 比較	備考
補 関 係 保 育 所 連 関 連 金 含 む	福岡市保育協会補助金	(一社)福岡市保育協会	1,605,630	1,576,561	29,069	
	産休等代替職員費補助金(保育所)	民間社会福祉法人等	10,332	9,216	1,116	
	一時保育事業補助金	民間社会福祉法人等	3,078	3,427	△ 349	
	延長保育事業補助金	民間社会福祉法人等	299,790	303,547	△ 3,757	
	特別支援保育事業補助金	民間社会福祉法人等	939,140	874,116	65,024	
	保育所等整備費補助金	民間社会福祉法人等	1,103,074	1,153,918	△ 50,844	
	保育所等におけるICT化推進等事業補助金	民間社会福祉法人等	12,788	54,750	△ 41,962	
	新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業補助金	民間社会福祉法人等	65,750	246,887	△ 181,137	
	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金(保育所)	福岡市社会福祉協議会	79	182	△ 103	
	一時預かり事業補助金	一時預かり事業実施事業者	69,553	65,746	3,807	
	産休明けサポート事業助成金	ベビーシッター派遣事業者	761	710	51	
	待機児童支援事業補助金	認可保育所に入所出来ず認可外保育施設を利用する一定所得以下の待機児童の保護者	1,484	3,303	△ 1,819	
	認可外保育施設児童支援事業補助金	認可外保育施設	23,281	22,795	486	
	保育士の人材確保事業補助金	福岡市社会福祉協議会	3,556	4,783	△ 1,227	
	保育士家賃助成事業補助金	民間社会福祉法人等	314,760	298,800	15,960	
	保育士奨学金返済支援事業補助金	民間社会福祉法人等	123,460	153,600	△ 30,140	
	保育体制強化事業補助金	民間社会福祉法人等	331,419	329,640	1,779	
	病児・病後児デイケア事業普及定着促進費補助金	小児科等病児・病後児デイケア事業実施事業者	4,600	4,600	-	
	☆保育所等の多機能化モデル事業補助金	民間社会福祉法人等	21,852	-	21,852	
	☆物価高騰対策支援事業補助金	民間社会福祉法人等	506,117	-	506,117	
▲保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	民間社会福祉法人等	-	802,056	△ 802,056		
▲感染症対策等代替保育サポート事業	定期的に保育施設等を利用する児童の保護者	-	3,443	△ 3,443		
▲新型コロナウイルス感染症対策(福岡ファミリー・サポート・センター事業)補助金	ファミリー・サポート・センター事業を利用した保護者	-	155	△ 155		
小計			5,440,504	5,912,235	△ 471,731	

☆=5年度新規

▲=終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	対前年度 比較	備考	
補	幼稚園関係	私立幼稚園運営費補助金	(一社)福岡市私立幼稚園連盟	725,488	746,947	△ 21,459	
		幼稚園教諭等確保事業補助金	(一社)福岡市私立幼稚園連盟	61,402	54,687	6,715	
		私立幼稚園連盟研修費補助金	(一社)福岡市私立幼稚園連盟	31,742	34,092	△ 2,350	
		幼稚園型一時預かり事業補助金	各私立幼稚園設置者	51,036	40,378	10,658	
		幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金	各私立幼稚園設置者	80,605	72,152	8,453	
		幼稚園等看護師派遣事業補助金	訪問看護ステーション	5,280	4,500	780	
		小計		955,553	952,756	2,797	
資格取得		保育士資格等取得支援事業補助金	民間社会福祉法人等	5,957	6,456	△ 499	
		高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	福岡市社会福祉協議会	32,060	35,425	△ 3,365	
		小計		38,017	41,881	△ 3,864	
助	社会養護関係	児童養護施設等文化体育交流事業補助金	福岡市児童福祉施設協議会	280	300	△ 20	
		里親推進事業補助金	福岡市里親会	150	150	-	
		産休等代替職員費補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	564	564	-	
		民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	9,481	12,663	△ 3,182	
		児童自立援助ホーム事業費補助金	自立援助ホーム事業者	6,641	6,474	167	
		児童養護施設等整備事業費補助金	民間社会福祉法人	159,519	64,891	94,628	
		緊急一時保護事業補助金	民間支援団体等	1,000	1,000	-	
		児童虐待防止医療ネットワーク事業補助金	民間医療法人	4,818	4,818	-	
小計		182,453	90,860	91,593			
金	障がい児関係	障がい児地域交流支援事業補助金	地域団体	1,000	1,000	-	
		療育キャンプ事業補助金	福岡県重症心身障害児(者)を守る会外1団体	1,612	1,612	-	
		産休等代替職員費補助金(障がい児施設)	民間社会福祉法人	288	279	9	
		民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児施設)	民間社会福祉法人	26,729	26,205	524	
		障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業分)	民間社会福祉法人等	450	2,270	△ 1,820	
		▲独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金(障がい児施設)	福岡市社会福祉協議会	-	3	△ 3	
小計		30,079	31,369	△ 1,290			

☆＝5年度新規

▲＝終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	対前年度 比較	備考	
補助金	地域・青少年関係	子どもの夢応援事業補助金	子ども会育成会等の各種育成団体	2,160	2,160	-	
		中学校区非行防止対策事業補助金	各中学校区青少年育成連絡協議会	4,950	4,950	-	
		子ども会事業補助金	福岡市子ども会育成連合会	3,400	3,400	-	
		若者のふらっとホームサポート事業補助金	NPO法人等	1,000	1,000	-	
		小計		11,510	11,510	-	
	国際	アジア太平洋子ども会議・イン福岡補助金	NPOアジア太平洋子ども会議・イン福岡	55,000	55,000	-	
		小計		55,000	55,000	-	
	貧困	子どもの食と居場所づくり支援事業補助金	NPO法人等	9,093	6,120	2,973	
		小計		9,093	6,120	2,973	
	その他	ひとり親養育費確保支援事業補助金	養育費に関する取り決めや保証契約を締結したひとり親	4,450	3,800	650	
健康診査等支援事業補助金		離島に居住し妊娠の届け出を行った者	209	209	-		
小計			4,659	4,009	650		
	補助金合計		6,726,868	7,105,740	△ 378,872		
負担金	ミニふくおか実行委員会負担金	ミニふくおか実行委員会	19,800	19,800	-		
	福岡市保育連盟負担金	福岡市保育連盟	413	411	2		
	成人の日記念行事負担金	福岡市成人の日記念行事実行委員会	17,655	16,995	660		
	子ども育成事業負担金 地域と青少年のつどい	地域団体	3,568	3,661	△ 93		
	負担金合計		41,436	40,867	569		

※諸会議費負担金、共益費負担金、施設管理費負担金を除く。

2. 条例案

議案第 59 号

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園に安全計画を策定するよう義務づける等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 安全計画の策定等の規定の追加（第 19 条関係）

設備の安全点検や訓練などの、園児の安全の確保に関する計画を策定すること等を義務付ける。

(2) 自動車を運行する場合の園児の所在確認の規定の追加（第 19 条関係）

園児の移動のために自動車を運行する場合に、園児の所在の確認及びそのための装置の設置を義務付ける。（経過措置として令和 6 年 3 月 31 日までは設置しないことができる。）

(3) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第 19 条関係）

民法の親権者の懲戒権に係る規定を削除する法改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除する。

(4) 業務継続計画の策定等の規定の追加（第 19 条関係）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画を策定すること等を努力義務とする。

(5) みなし看護師等に係る規定の追加（附則第 4 項及び第 5 項関係）

認定こども園における職員の数の算定に当たってのみなし看護師等の雇用について、乳児の在籍人数を 4 人以上としている要件を撤廃する。

(6) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日。ただし、2 (3) の改正は公布の日。

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後																																													
<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)</p> <p>第19条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条(第3項を除く。)、第10条、第11条、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第20条の2、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)</p> <p>第19条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条(第3項を除く。)、<u>第6条の3、第6条の4</u>、第10条、第11条、<u>第12条の2、第13条第2項</u>、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第20条の2、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																													
<table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="172 1249 368 1440">第5条第2項及び第14条第5項</td> <td data-bbox="368 1249 560 1440">児童の</td> <td data-bbox="560 1249 778 1440">利用子どもの</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="172 1494 368 1684">第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項</td> <td data-bbox="368 1494 560 1684">(略)</td> <td data-bbox="560 1494 778 1684">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(項を加える)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(項を加える)</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	(略)			第5条第2項及び第14条第5項	児童の	利用子どもの	(略)			第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項	(略)	(略)	(項を加える)			(項を加える)			(略)			<table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="810 1249 1007 1440">第5条第2項、<u>第6条の4</u>、<u>第1項</u>及び第14条第5項</td> <td data-bbox="1007 1249 1198 1440">児童の</td> <td data-bbox="1198 1249 1417 1440">利用子どもの</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="810 1494 1007 1684">第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項</td> <td data-bbox="1007 1494 1198 1684">(略)</td> <td data-bbox="1198 1494 1417 1684">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1684 1007 1778">第6条の3第1項</td> <td data-bbox="1007 1684 1198 1778">児童の 児童等</td> <td data-bbox="1198 1684 1417 1778">利用子どもの 利用子ども等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1778 1007 1928">第6条の3第3項及び第6条の4第2項</td> <td data-bbox="1007 1778 1198 1928">保育所及び児童発達支援センター</td> <td data-bbox="1198 1778 1417 1928">認定こども園</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1007 1928 1198 1973">児童の</td> <td data-bbox="1198 1928 1417 1973">利用子どもの</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	(略)			第5条第2項、 <u>第6条の4</u> 、 <u>第1項</u> 及び第14条第5項	児童の	利用子どもの	(略)			第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項	(略)	(略)	第6条の3第1項	児童の 児童等	利用子どもの 利用子ども等	第6条の3第3項及び第6条の4第2項	保育所及び児童発達支援センター	認定こども園		児童の	利用子どもの	(略)		
(略)																																														
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	利用子どもの																																												
(略)																																														
第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項	(略)	(略)																																												
(項を加える)																																														
(項を加える)																																														
(略)																																														
(略)																																														
第5条第2項、 <u>第6条の4</u> 、 <u>第1項</u> 及び第14条第5項	児童の	利用子どもの																																												
(略)																																														
第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項	(略)	(略)																																												
第6条の3第1項	児童の 児童等	利用子どもの 利用子ども等																																												
第6条の3第3項及び第6条の4第2項	保育所及び児童発達支援センター	認定こども園																																												
	児童の	利用子どもの																																												
(略)																																														

現行			改正後		
第11条	入所中の児童 (法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。 <u>次条を除き、以下同じ。)</u>)	利用子ども	第11条	入所中の児童 (法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。 <u>以下同じ。)</u>)	利用子ども
	当該児童	当該利用子ども		当該児童	当該利用子ども
(項を加える)			第12条の2第1項	利用者に対する支援の提供	利用子どもの教育及び保育(満3歳未満の利用子どもについては、その保育。 <u>以下同じ。)</u>)
(略)			(略)		
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の利用子どもについては、その保育。 <u>以下同じ。)</u> 並びに子育ての支援	第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	利用子ども		入所している者	利用子ども
(略)			(略)		
2 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ね			2 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条 <u>(第2項ただし書を除く。)</u> の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社		

現行	改正後
<p>る」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、<u>同条</u> 中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、<u>同条ただし書</u>中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「利用子どもの保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の準用)</p> <p>第21条 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第59号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第13条及び第17条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、<u>家庭的保育事業等基準条例</u>第13条の見出し中「利用乳幼児」とあるのは「利用子ども」と、<u>同条</u>中「家庭的保育事業者等」とあるのは「認定こども園(福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成26年福岡市条</p>	<p>会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、<u>同条第1項</u>中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、<u>同条第2項</u>中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「利用子どもの保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の準用)</p> <p>第21条 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第59号。)<u>第17条</u>の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、<u>同条</u></p>

現行	改正後
<p>例第68号) 第1条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長」と、「利用乳幼児」とあるのは「認定こども園を利用する子ども(以下「利用子ども」という。)」と、「保育」とあるのは「教育及び保育」と、家庭的保育事業等基準条例第17条(見出しを含む。)中「利用乳幼児」とあるのは「利用子ども」と、同条中「家庭的保育事業者等」とあるのは「認定こども園」と、同条第3項中「保育の提供」とあるのは「教育及び保育の提供」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (見出しを含む。)中「利用乳幼児」とあるのは「利用子ども」と、同条中「家庭的保育事業者等」とあるのは「認定こども園」と、同条第3項中「保育の提供」とあるのは「教育及び保育の提供」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>第4条第1項に規定する保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に規定する保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。看護師等の数は、第3条第1項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>

議案第 60 号

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園における業務継続計画の策定について定める等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 業務継続計画の策定等の規定の追加（第 13 条関係）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画を策定すること等を努力義務とする。

(2) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第 13 条関係）

民法の親権者の懲戒権に係る規定を削除する法改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除する。

(3) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正（第 13 条関係）

幼保連携型認定こども園の特有の設備・専従の人員の共用を不可とする規定について、共用可能とする。

(4) みなし看護師等に係る規定の追加（附則第 9～11 項関係）

幼保連携型認定こども園における職員の数の算定に当たってのみなし看護師の規定を新設する。

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日。ただし、2 (2) の改正は公布の日。

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行			改正後		
第1条～第12条 (略)			第1条～第12条 (略)		
(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)			(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)		
第13条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第20条の2、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第13条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、 <u>第11条、第12条の2</u> 、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第20条の2、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条	入所中の児童 (法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。 <u>次条を除き、以下同じ。</u>)	園児	第11条	入所中の児童 (法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。 <u>以下同じ。</u>)	園児
	当該児童	当該園児		当該児童	当該園児
第12条	児童福祉施設の長	園長	(項を削る)		
	入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により	法第47条第3項			

現行			改正後		
	親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項その児童	園児			
(項を新設)			第12条の2第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援	第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児		入所している者	園児
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第48条	保育所の長	園長	第48条	保育所の長	就学前保育等推進法第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の		保育の	教育及び保育の
2 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」			2 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」		

現行	改正後
<p>とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、<u>同条</u> 中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、<u>同条ただし書</u>中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p>	<p>とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、<u>同条第1項</u>中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、<u>同条第2項</u>中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、<u>同項ただし書</u>中「<u>保育所の設備及び職員については</u>」とあるのは職員については「<u>他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって</u>」と、設備については「<u>他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>9 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができ</u></p>

現行	改正後
	<p><u>る。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>10 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p> <p><u>11 附則第9項の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>

議案第 61 号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等に安全計画を策定するよう義務づける等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 安全計画の策定等の規定の追加（第 7 条の 2 関係）

設備の安全点検や訓練などの児童の安全の確保に関する計画を策定すること等を義務付ける。

(2) 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認の規定の追加（第 7 条の 3 関係）

利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合に、利用乳幼児の所在の確認及びそのための装置の使用を義務付ける。（経過措置として令和 6 年 3 月 31 日までは設置しないことができる。）

(3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正（第 10 条関係）

家庭的保育事業の特有の設備・専従の人員の共用を不可とする規定について、共用可能とする。

(4) 利用乳幼児に対する措置の規定の削除（第 13 条関係）

民法の親権者の懲戒権に係る規定を削除する法改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除する。

(5) 衛生管理等の規定の改正（第 14 条関係）

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務とする。

(6) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日。ただし、2 (4) の改正は公布の日。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2</u> 家庭的保育事業者等は、利用</p>

現行	改正後
(新設)	<p><u>乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を行う場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及び</u></p>

現行	改正後
<p data-bbox="193 853 501 887">第8条・第9条 (略)</p> <p data-bbox="225 965 783 1043">(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p data-bbox="193 1061 775 1525">第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="193 1592 501 1626">第11条・第12条 (略)</p> <p data-bbox="225 1700 608 1733"><u>(利用乳幼児に対する措置)</u></p> <p data-bbox="193 1749 788 1924">第13条 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児に対して保育を行うに当たり、必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。</u></p>	<p data-bbox="842 277 1378 786"><u>これと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p data-bbox="810 853 1118 887">第8条・第9条 (略)</p> <p data-bbox="842 965 1401 1043">(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p data-bbox="810 1061 1393 1525">第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u>_____</p> <p data-bbox="810 1592 1118 1626">第11条・第12条 (略)</p> <p data-bbox="810 1749 991 1783">第13条 削除</p>

現行	改正後
<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じる</u></p> <hr/> <hr/> <p>_____よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第15条～第37条 (略) (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業を行う者(以下この章において「<u>居宅訪問型保育事業者</u>」という。)は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(5) (略) (以下略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第15条～第37条 (略) (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 <u>居宅訪問型保育事業者</u>は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略) (以下略)</p>

議案第 62 号

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に関する規定を削除する等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第 26 条、第 51 条第 2 項関係）

民法の親権者の懲戒権に係る規定を削除する法改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除する。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日

公布の日。

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
目次 (略)	目次 (略)
第1条～第25条 (略)	第1条～第25条 (略)
<p>(懲戒に係る権限の濫用等の禁止)</p>	
<p><u>第26条 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者(幼保連携型認定こども園及び保育所(認定こども園法第3条第1項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものを含む。)の管理者に限る。)は、教育・保育給付認定子どもに対し、その教育・保育給付認定子どもの福祉のために児童福祉法第47条第3項の懲戒を行うとき又はその他必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。</u></p>	<p><u>第26条 削除</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
第27条～第50条 (略)	第27条～第50条 (略)
(準用)	(準用)
第51条 (略)	第51条 (略)
<p>2 <u>福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第13条の規定は、特定地域型保育事業者について準用する。この場合において、同条中「利用乳幼児」とあるのは、「満3歳未満保育認定子ども」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
(法定代理受領の場合の読替え)	(法定代理受領の場合の読替え)
第58条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定	第58条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定

現行	改正後
<p>の適用については、第56条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により本市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により本市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、同条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「本市及び当該」と、「<u>交付し</u>」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を<u>通知し</u>」とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>の適用については、第56条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により本市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により本市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、同条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「<u>法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける</u>」と、「当該支払をした」とあるのは「本市及び当該」と、「<u>交付しなければならぬ</u>」とあるのは「<u>交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならぬ。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、本市及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない</u>」とする。</p> <p>(以下略)</p>

議案第65号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障がい児通所支援事業者等に安全計画を策定するよう義務づける等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正（第6条、第7条、第56条の6及び第58条関係）

第6条等における児童発達支援事業所等の児童の発達支援に従事する職員の専従規定について、障がい児の支援に支障がない場合に限り、保育所等の児童への支援も行うことができることとする改正を行う。

(2) 安全計画の策定等の規定の追加（第41条の2、第73条の14及び第78条関係）

指定障がい児通所支援事業者に安全計画を策定すること等を義務付ける規定を新設する。なお、附則において、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設ける。

(3) 自動車を運行する場合の児童の所在確認の規定の追加（第41条の3、第73条の14及び第78条関係）

障がい児の自動車への乗降車の際の点呼の実施、また、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、障がい児の所在確認を義務付ける規定を新設する。

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第47条及び第56条の9関係）

民法改正により省令の懲戒に関する規定が削除されたことに伴い、条例の規定を改めるもの。

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(4)の改正は公布の日。

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略) (新設)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～8 (略) (新設)</p> <p>第8条～第41条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第59号)第5条第5項に規定する家庭的保育事業所等をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第8条～第41条 (略)</p>

現行	改正後
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。</u></p>

現行	改正後
<p>第42条～第46条 (略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障がい児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障がい児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第48条～第56条の5 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第56条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第42条～第46条 (略)</p> <p><u>第47条 削除</u></p> <p>第48条～第56条の5 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第56条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所し</u></p>

現行	改正後
<p>第56条の7・第56条の8 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第56条の9 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条、第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条</u>並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第56条の10～第57条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第59条～第73条の13 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第73条の14 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を</p>	<p><u>ている障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第56条の7・第56条の8 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第56条の9 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条、第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第56条の10～第57条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第59条～第73条の13 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第73条の14 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を</p>

現行	改正後
<p>除く。) 、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2 _____、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第65条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第73条の12第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>除く。) 、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2、第41条の3第1項</u>、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第65条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第73条の12第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第74条～第77条 (略)</p>	<p>第74条～第77条 (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第78条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2 _____、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第56条まで、第65条の2及び第73条の11から第73条の13までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2</p>	<p>第78条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2、第41条の3第1項</u>、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第56条まで、第65条の2及び第73条の11から第73条の13までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2</p>

現行	改正後
<p>項中「次条」とあるのは「第78条において準用する第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条において準用する第73条の12第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>項中「次条」とあるのは「第78条において準用する第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条において準用する第73条の12第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。</p> <p>(以下略)</p>

議案第66号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障がい児入所施設等に安全計画を策定するよう義務づける等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 安全計画の策定等の規定の追加（第38条の2関係）

障がい児入所支援施設において安全計画を策定すること等を義務付ける規定を新設する。なお、附則において、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設ける。

(2) 自動車を運行する場合の児童の所在確認の規定の追加（第38条の3関係）

障がい児の自動車への乗降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在確認を義務付ける規定を新設する。

(3) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第44条関係）

民法改正により省令の懲戒に関する規定が削除されたことに伴い、条例の規定を改めるもの。

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(3)の改正は公布の日。

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第38条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第39条～第43条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第38条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第38条の2 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障がい児入所施設の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障がい児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障がい児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定福祉型障がい児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定福祉型障がい児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第38条の3 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>第39条～第43条 (略)</p>

現行	改正後
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第44条 指定福祉型障がい児入所施設の長たる指定福祉型障がい児入所施設の管理者は、障がい児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障がい児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><u>第44条 削除</u></p> <p>(以下略)</p>

議案第 67 号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設に安全計画を策定するよう義務づける等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 安全計画の策定等の規定の追加（第 6 条の 3 関係）

設備の安全点検や訓練などの、児童の安全の確保に関する計画を策定すること等を義務付ける。（保育所以外の児童福祉施設等については、経過措置として令和 6 年 3 月 31 日まで安全計画の策定等を努力義務とする。）

(2) 自動車を運行する場合の児童の所在確認の規定の追加（第 6 条の 4 関係）

児童の移動のために自動車を運行する場合に、児童の所在の確認及びそのための装置の設置を義務付ける（保育所及び児童発達支援センターについては、経過措置として令和 6 年 3 月 31 日までは設置しないことができる。）

(3) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正（第 9 条、第 80 条及び第 86 条関係）

児童福祉施設の特有の設備・専従の人員の共用を不可とする規定について、保育所については、共用可能とする。また、児童発達支援事業所等の児童の発達支援に従事する職員について、保育所等の児童への支援も行うことができることとする。

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第 11 条及び第 12 条関係）

民法の親権者の懲戒権に係る規定を削除する法改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除する。

(5) 業務継続計画の策定等の規定の追加（第 12 条の 2 及び第 13 条関係）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画を策定すること等を努力義務とする。

(6) 保育所におけるみなし看護師等に係る乳児の在籍人数要件の撤廃（附則第 4 項関係）

保育所における職員の数の算定に当たってのみなし看護師等の雇用について、乳児の在籍人数を 4 人以上としている要件を撤廃する。

(7) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日。ただし、2 (4) の改正は公布の日。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第6条 児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童発達支援センター(次条、<u>第12条の2</u>及び第13条第3項において「障がい児入所施設等」という。))を除く。<u>同条第2項</u>において同じ。)においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第6条 児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童発達支援センター(次条、<u>第12条の3</u>及び第13条第3項において「障がい児入所施設等」という。))を除く。<u>第12条の2</u>及び第13条第2項において同じ。)においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。))は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。))を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及</u></p>

現行	改正後
<p>(新設)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p>	<p><u>び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第6条の4 <u>児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第7条・第8条 (略)</p>

現行	改正後
<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童(法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。<u>次条を除き、以下同じ。</u>)に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第12条 <u>児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 <u>前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童(法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。 _____ 以下同じ。)に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条 削除</p>

現行	改正後
<p>(新設)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の2 障がい児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障がい児入所支援（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。第66条及び第69条において同じ。）又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じる</u></p>	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の2 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の3 障がい児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障がい児入所支援（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。第66条及び第69条において同じ。）又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び</u></p>

現行	改正後
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____よう努めなければならぬ。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条～第79条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第81条～第85条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条～第79条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 <u>第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）第5条第5項に規定する家庭的保育事業所等をいう。第86条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第81条～第85条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 <u>第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員につい</u></p>

現行	改正後
<p>第87条～第111条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 <u>4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>ては、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第87条～第111条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 _____</p> <p><u>第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>(以下略)</p>

3. 組織編成案

変更等

令和4年度 (R4.4.1現在)	令和5年度編成案 (R5.4.1現在)
(単位：人)	(単位：人)
<p>こども未来局 403</p> <ul style="list-style-type: none"> └─ 理事 1 └─ こども部 54 <ul style="list-style-type: none"> └─ 総務企画課 8 └─ こども健全育成課 12 └─ こども家庭課 16 └─ こども見守り支援課 4 └─ こども発達支援課 13 └─ 子育て支援部 239 <ul style="list-style-type: none"> └─ 事業企画課 11 └─ 運営支援課 15 └─ 指導監査課 212 <ul style="list-style-type: none"> └─ 課長※保育指導等 (1) └─ こども総合相談センター 108 <ul style="list-style-type: none"> (所長は理事が兼務) └─ 副所長 1 └─ こども相談企画課 10 <ul style="list-style-type: none"> (副所長事務取扱) └─ こども支援第1課 46 └─ こども支援第2課 40 └─ こども緊急支援課 10 └─ 課長※連携支援 1 └─ 教育相談課 (教育委員会) 	<p>こども未来局 406</p> <ul style="list-style-type: none"> └─ 理事 1 └─ こども政策部 21 名称変更 <ul style="list-style-type: none"> └─ 総務課 名称変更 6 └─ こども政策課 新設 4 └─ こども健全育成課 10 └─ こども健やか部 33 新設 <ul style="list-style-type: none"> └─ こども家庭課 15 └─ こども健やか課 新設 10 └─ こども見守り支援課 7 └─ 子育て支援部 240 <ul style="list-style-type: none"> └─ 運営支援課 20 └─ 指導監査課 200 <ul style="list-style-type: none"> └─ 課長※保育指導等 (保育支援課長が兼務) └─ 保育支援課 新設 6 └─ こども発達支援課 13 └─ こども総合相談センター 110 <ul style="list-style-type: none"> (所長は理事が兼務) └─ 副所長 1 └─ こども相談企画課 12 <ul style="list-style-type: none"> (副所長事務取扱) └─ こども支援第1課 40 └─ こども支援第2課 46 └─ こども緊急支援課 10 └─ 課長※連携支援 1 └─ 教育相談課 (教育委員会)